

第4期
瑞浪市
地域福祉活動計画

共に創る
ふれあい 支え合いのまちづくり



令和2年3月
社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会

岐阜県社協
マスコットキャラクター
ともにん



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 地域福祉活動計画策定の趣旨.....	1
第2節 地域福祉活動計画策定の方法.....	1
第3節 地域福祉活動計画の期間.....	3
第2章 市及び社会福祉協議会の現状.....	4
第1節 人口等の状況.....	4
1. 人口の状況.....	4
2. 福祉関連の状況.....	7
第2節 社会福祉協議会等の状況.....	17
1. 社会福祉協議会等の状況.....	17
第3章 第3期活動計画の概要及び評価.....	24
第4章 計画の基本的な考え方.....	36
第1節 基本理念.....	36
1. 地域福祉の基本理念.....	36
第2節 計画の基本目標.....	36
基本目標1「おたがいさま」のこころで見守り支え合う地域づくり.....	40
基本目標2「おたがいさま」のこころで地域福祉活動に参加する人づくり.....	41
基本目標3「おたがいさま」のこころで顔見知りを増やす居場所づくり.....	42
基本目標4「おたがいさま」のこころでともに活動するための体制づくり.....	44
資料編.....	46
○瑞浪市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	46
○策定委員名簿.....	47
○作業部会員名簿.....	48
○市民アンケートの実施.....	49
○団体ヒアリング.....	60
○福祉懇談会からみえてきたこと.....	65
○用語説明.....	69

第1章 計画の策定にあたって

第1節 地域福祉活動計画策定の趣旨

日本全体で人口減少や少子高齢化が進む中で、伝統的な「家庭や地域の“支え合い”の力（＝地域の福祉力）」の低下が顕著となっています。

また、8050問題やダブルケアといった複合的な課題など、これまでのように対象者ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な新たな課題が出現しています。

社会福祉法には、福祉サービスの基本的理念として「個人の尊厳を保持し、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援すること」、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と定められています。

これを受け、瑞浪市社会福祉協議会は地域福祉推進の中核としての自覚をもち、地域に住む誰もがともに生きるまちづくりをめざして、平成17年度からの5年間を「第1期」、平成22年度からの5年間を「第2期」、平成27年度からの5年間を「第3期」として「瑞浪市地域福祉活動計画」を策定し活動してきました。

この計画は、地域福祉を推進する社会福祉協議会の方針を地域住民と共有し、今後の社会福祉協議会のあり方を示すものであり、第3期地域福祉活動計画の計画期間終了後、令和2年度からの社会福祉協議会の事業を進める上で指針となる新しい第4期地域福祉活動計画を策定します。

第2節 地域福祉活動計画策定の方法

この計画を策定するにあたっては、住民参加の原則のもと、連合自治会、民生委員・児童委員、福祉関係団体、行政機関の代表者などで構成された「地域福祉活動計画策定委員会」を設置するとともに、職員による作業部会を設置し、第3期活動計画の実施状況について課題を分析し、第4期計画案の検討を行いました。

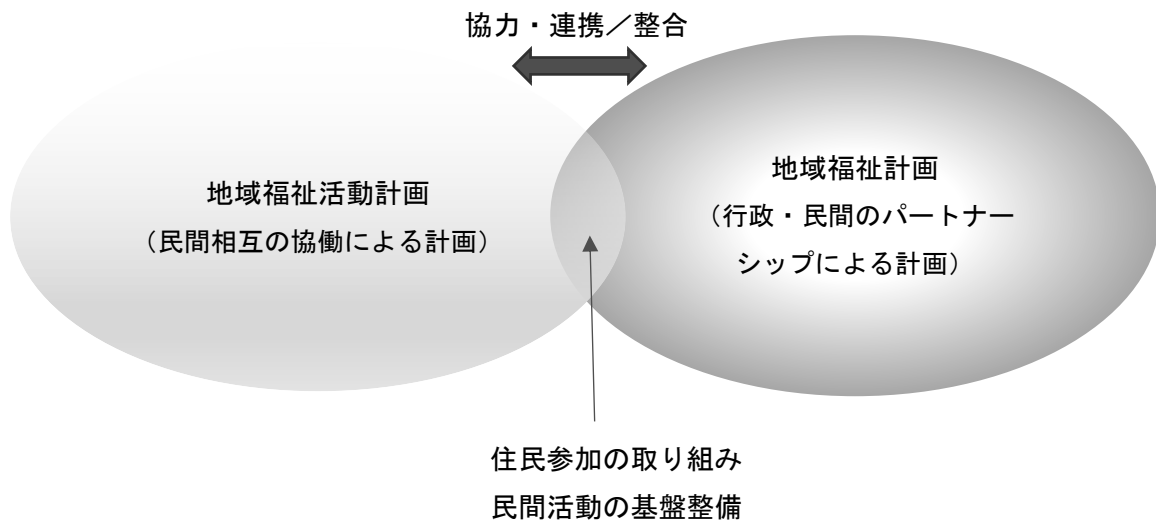
さらに、福祉のまちづくりへの課題やニーズを、住民意識調査、福祉懇談会、福祉関係団体のヒアリングを通じて把握し、本計画の策定目的である、ともに誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域福祉の推進」に向け、福祉のまちづくりの基本的な方向や目標を定め、その具現化に向け策定します。

なお、行政が策定する「地域福祉計画」と地域福祉推進の理念・方向性、地域の福祉課題・社会資源の状況を共有しながら、地域住民の立場から実践する計画として策定する必要があることから、「地域福祉計画」と整合性を図りながら策定しています。

◆「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」との関係◆

地域福祉活動計画は、地域住民や民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などが一体となって連携を図りながら、地域福祉計画が掲げる取り組みの具体的な活動・行動を進めるための住民参加型の計画です。

地域福祉活動計画と地域福祉計画は、どちらも地域の住民を主役として地域福祉の推進をめざすものです。生活課題などの情報を共有し、それぞれの役割を明確にして、お互いに協力、連携していく関係にあります。



第3節 地域福祉活動計画の期間

第3期計画の期間は、平成27年度から令和元年度までの5年間でした。今回の第4期計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会環境等の変化に対応し、必要が生じた場合にはその都度見直しを行います。

◆計画期間◆

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
計 画										
	第3期瑞浪市地域福祉活動計画									
						第4期瑞浪市地域福祉活動計画				

第2章 市及び社会福祉協議会の現状

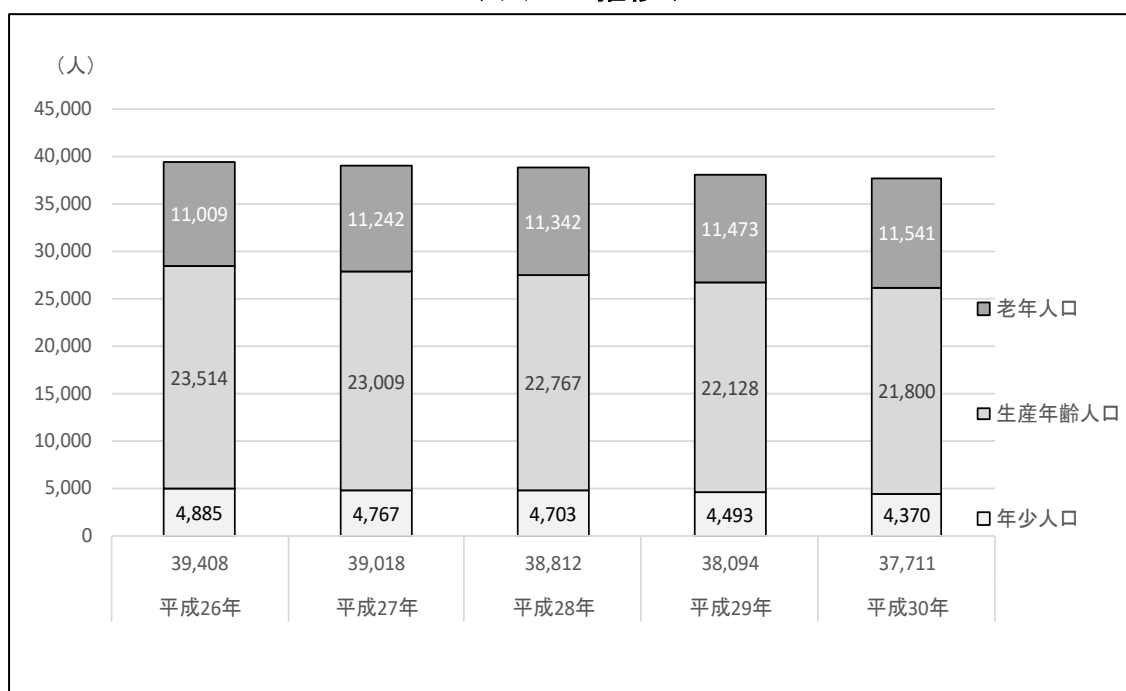
第1節 人口等の状況

1. 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成26年以降において減少傾向にあります。

◆人口の推移◆



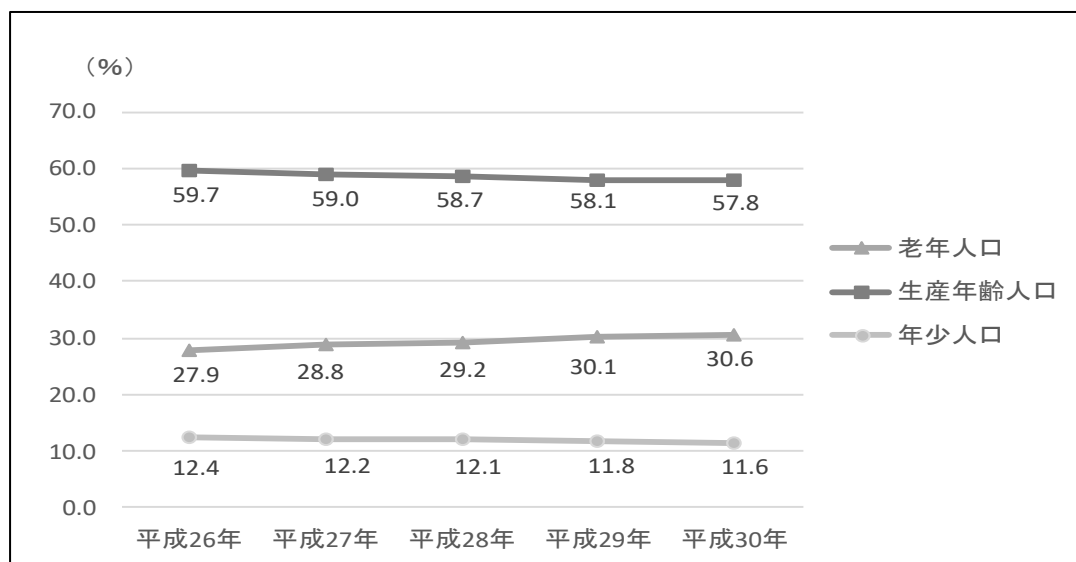
※各年10月1日現在

資料：瑞浪市統計書

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

市の人口の年齢別割合の推移をみると、14歳以下の年少人口割合及び生産年齢人口割合は年々減少している一方、65歳以上の老年人口割合は増加しており、平成29年には3割に達しています。

◆年齢3区分別人口割合の推移◆



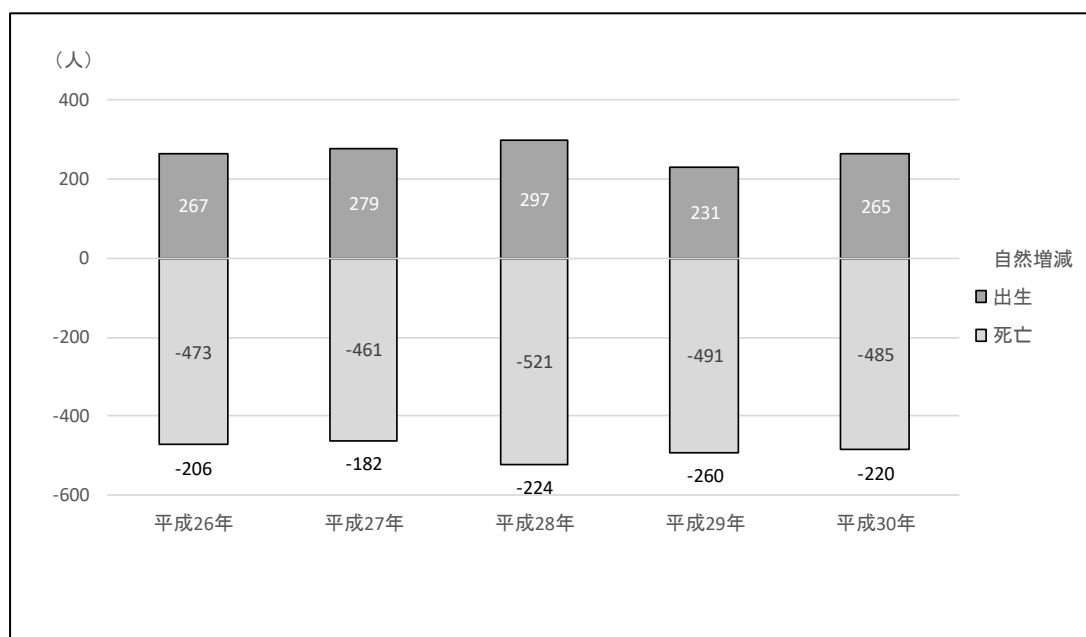
※各年10月1日現在

資料：瑞浪市統計書

(3) 自然動態人口の推移

自然動態人口は、平成26年以降において死亡が出生を大きく上回る自然減で推移しています。

◆自然動態人口の推移◆



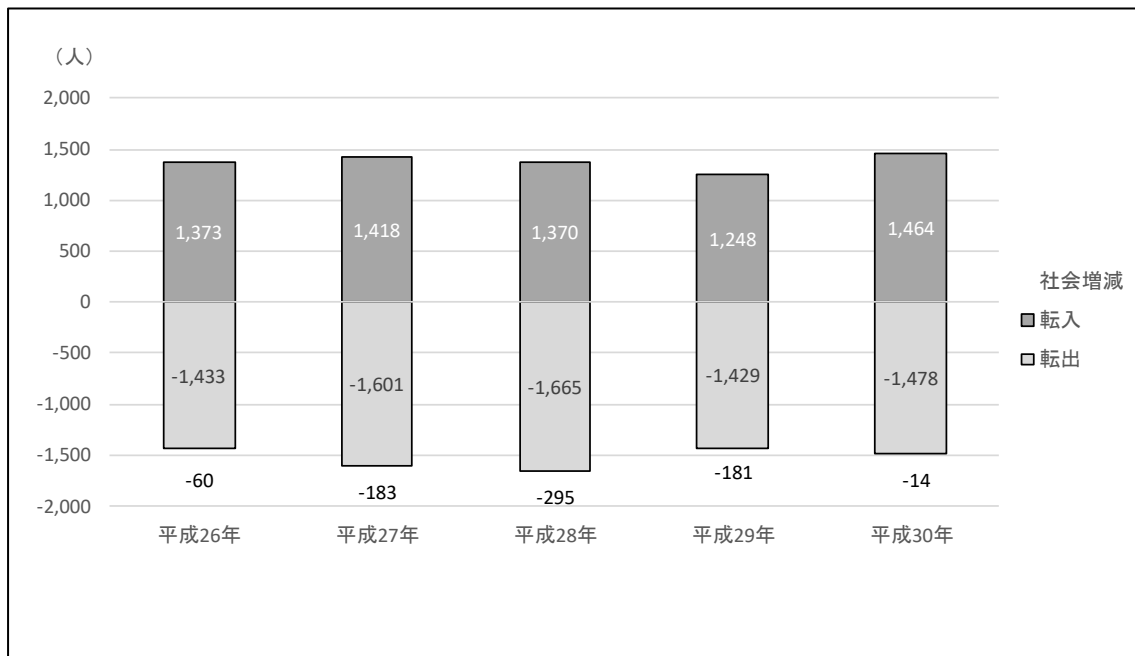
※各年12月末日時点

資料：瑞浪市統計書

(4) 社会動態人口の推移

社会動態人口は、平成26年以降において転出が転入を上回る社会減で推移しています。

◆社会動態人口の推移◆



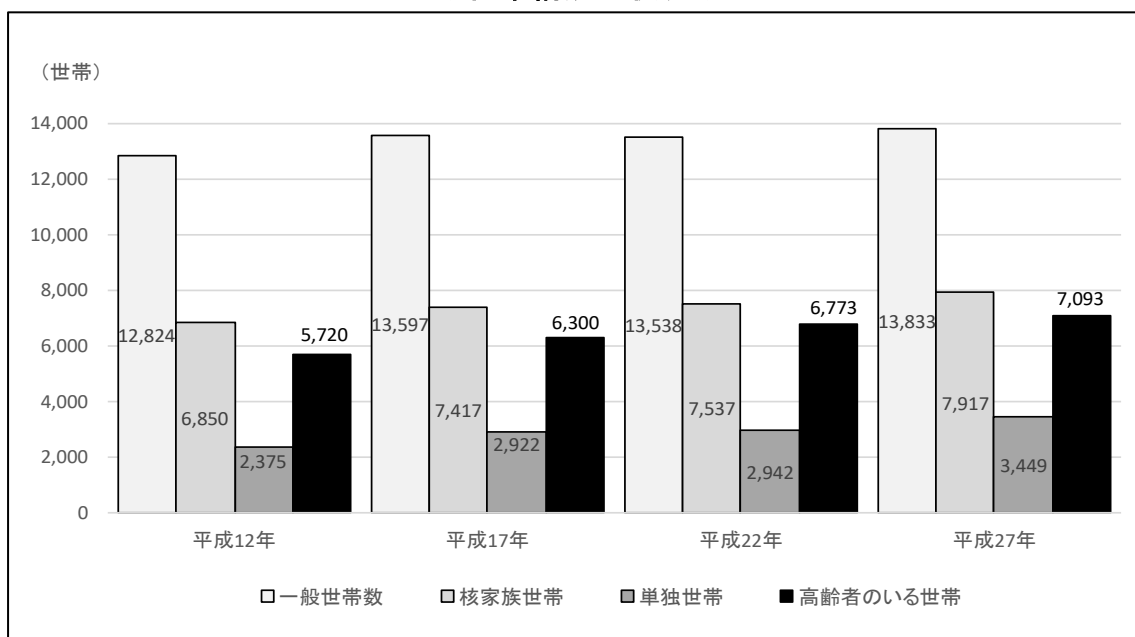
※各年12月末日時点

資料：瑞浪市統計書

(5) 世帯構成の状況

一般世帯数は増加と減少を繰り返して推移していますが、核家族世帯数、単独世帯数、高齢者のいる世帯数は増加傾向で推移しています。

◆世帯構成の状況◆



※各年10月1日時点

資料：国勢調査

（６）平均世帯人員の状況

１世帯あたりの平均世帯人員は平成２６年度以降において減少傾向で推移しており、核家族化が進行しています。

◆平均世帯人員の状況◆

（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
平均世帯人員	2.60	2.60	2.54	2.53	2.49

※各年 10 月 1 日時点

資料：住民基本台帳

２．福祉関連の状況

（１）児童・生徒の状況等

①保育園の状況

本市における保育園の状況は以下の通りです。

◆保育園の状況◆

（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員数	1,320	1,320	1,320	1,372	1,372
保育園児数	645	607	637	594	570
待機児数	0	0	0	0	0
特別保育	0	0	0	0	0
０歳児保育※１	8	4	17	9	6
障がい児保育※２	3	7	4	4	22
延長保育	—	25	33	19	14

※１ 各年 4 月 1 日時点児童数

資料：社会福祉課

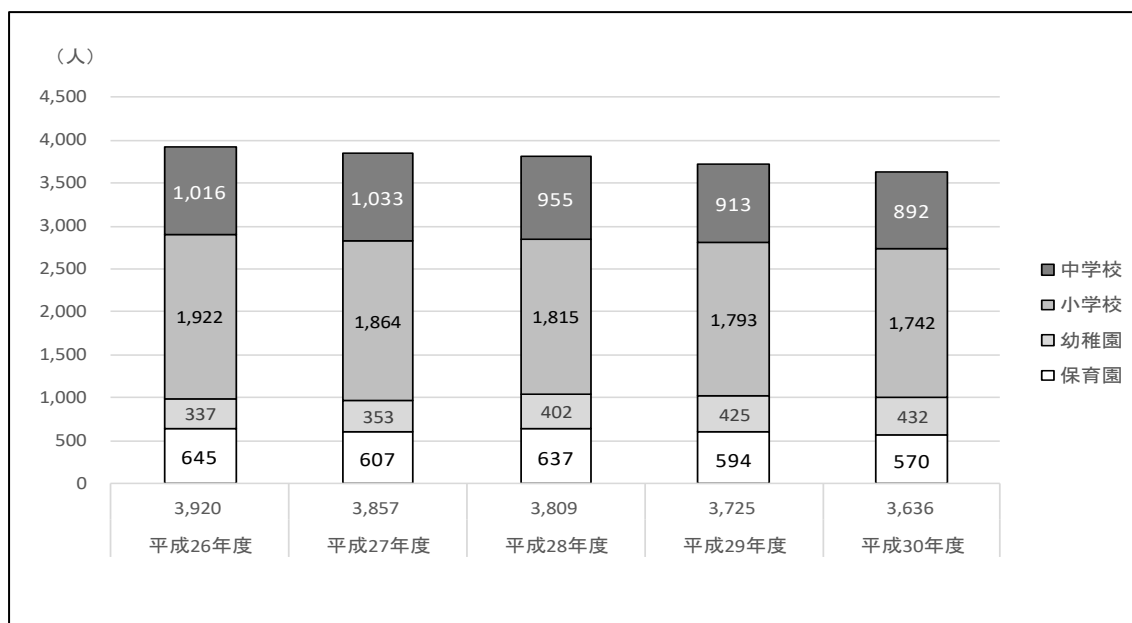
※２ 各年 4 月報告 福祉行政報告例

※３ 平成 26 年度については、基準が異なるため未記入

②在籍園児・児童・生徒数の推移

本市の在籍園児数、小学校及び中学校の生徒数はおおむね減少傾向で推移しています。

◆在籍園児・児童・生徒数の推移◆



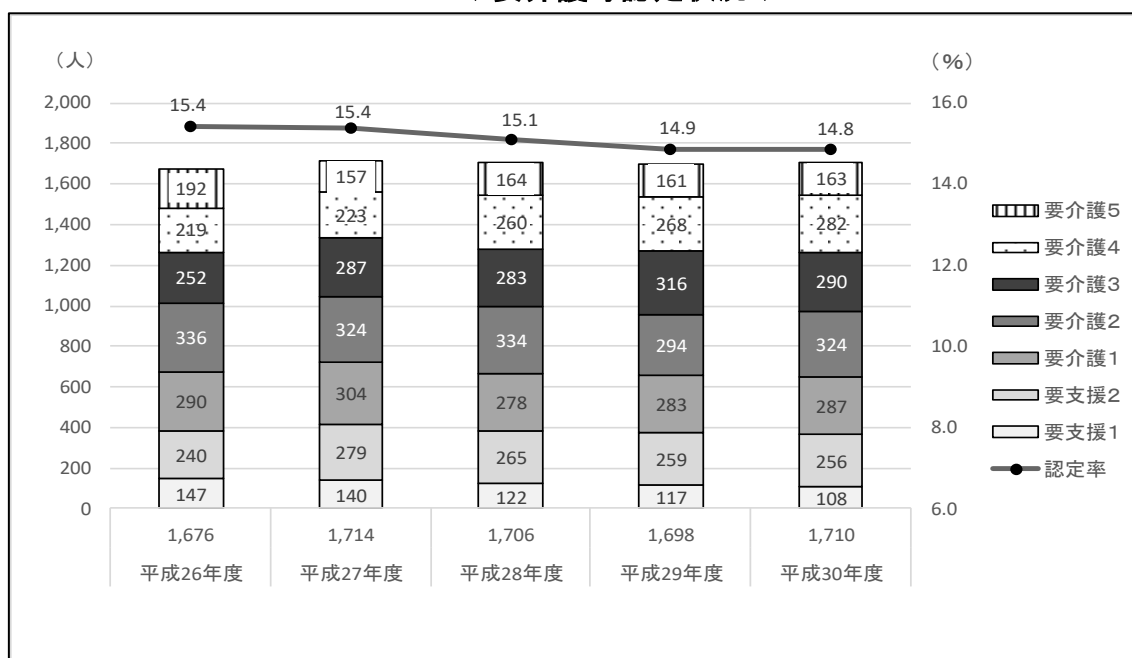
※特別支援学級等を含む

資料：社会福祉課、学校教育課

(2) 要介護等認定状況

介護保険における要介護・要支援認定者数の推移をみると、多少の増減を繰り返しながら横ばいで推移、平成30年度認定者数は1,710人となっています。

◆要介護等認定状況◆



※各年度末時点

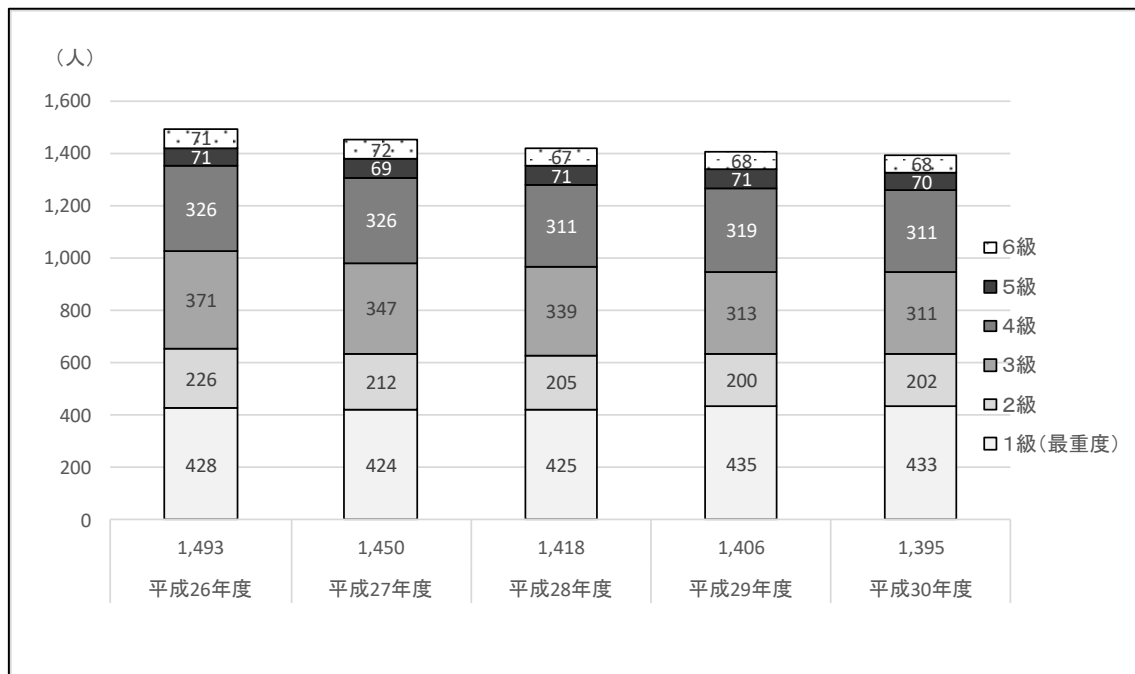
資料：介護保険事業状況報告

(3) 障害者手帳所持者数の推移

①身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は、平成26年度以降において減少傾向で推移しています。

◆身体障害者手帳所持者の推移◆



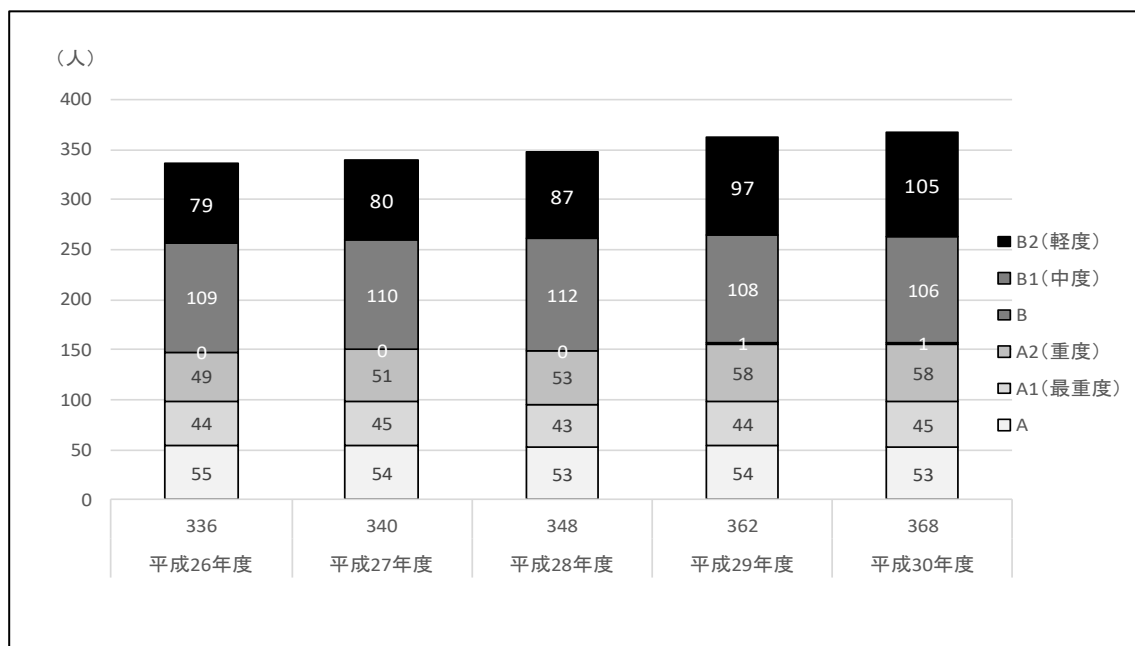
※各年度末時点

資料：社会福祉課

②療育手帳所持者

療育手帳所持者は平成26年度以降において増加傾向で推移しています。特に、B2（軽度）の増加が顕著となっています。

◆療育手帳所持者の推移◆



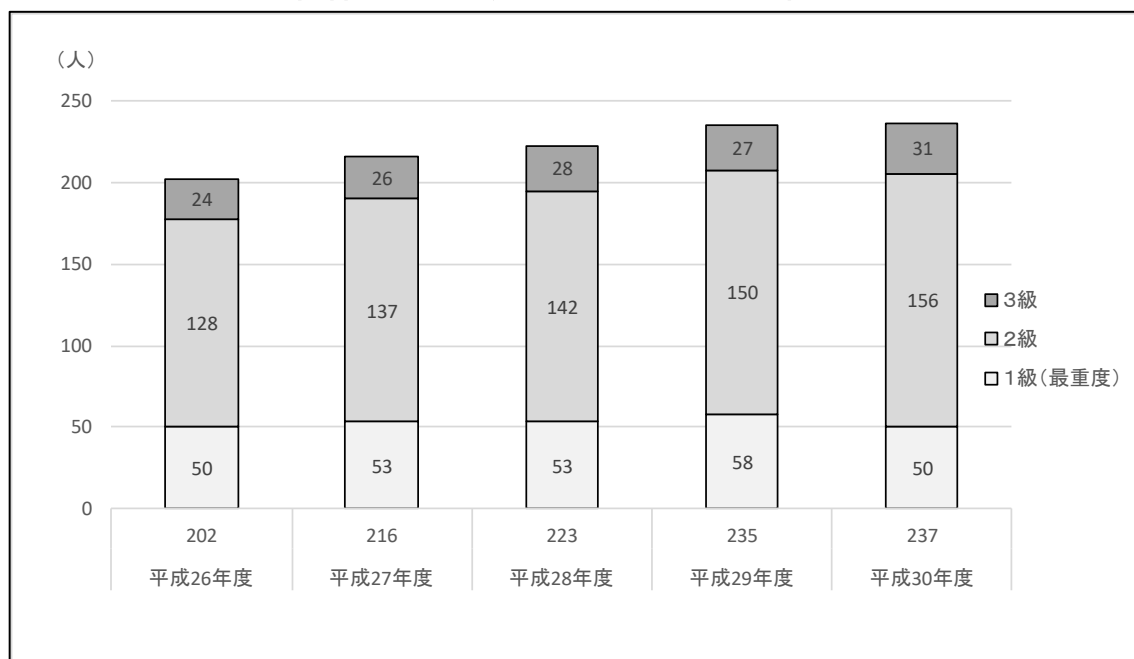
※各年度末時点

資料：社会福祉課

③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成26年度以降において増加傾向で推移しています。特に、2級の増加が顕著となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の推移◆



※各年度末時点

資料：社会福祉課

(4) 地域福祉の状況

①民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員の状況

地区別の民生委員・児童委員・主任児童委員、福祉委員数は下表の通りとなっています。

◆地区別民生委員・児童委員、主任児童委員◆

(人)

地区名	民生委員 児童委員	主任児童委員	計	福祉委員
瑞浪地区	25	2	27	41
土岐地区	14	2	16	39
明世地区	6	2	8	24
稲津地区	7	2	9	21
陶地区	10	2	12	36
釜戸・大湫地区	10	2	12	(釜17、大4) 21
日吉地区	10	2	12	12
合計	82	14	96	194

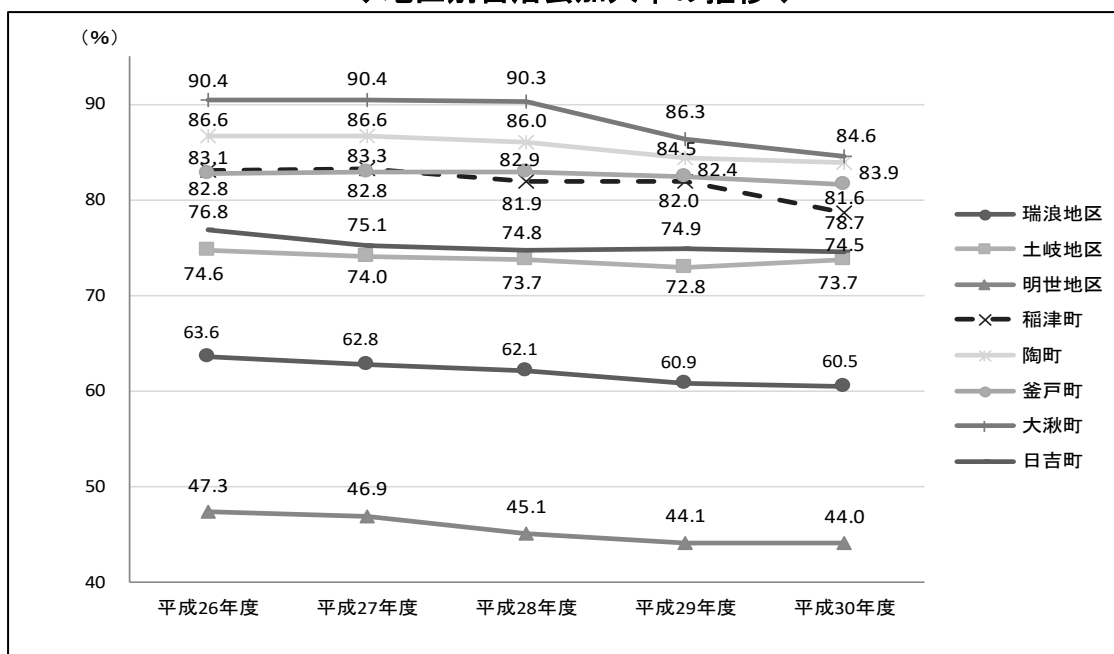
※令和元年度

資料：社会福祉課、社会福祉協議会

②地区別自治会加入率の推移

自治会の加入率を地区別でみると、現状維持もしくは減少傾向で推移しており、加入率の高い大湫地区、陶地区と、加入率の低い明世地区では、40ポイント程度の開きがあり、地域差は拡大の傾向にあります。

◆地区別自治会加入率の推移◆



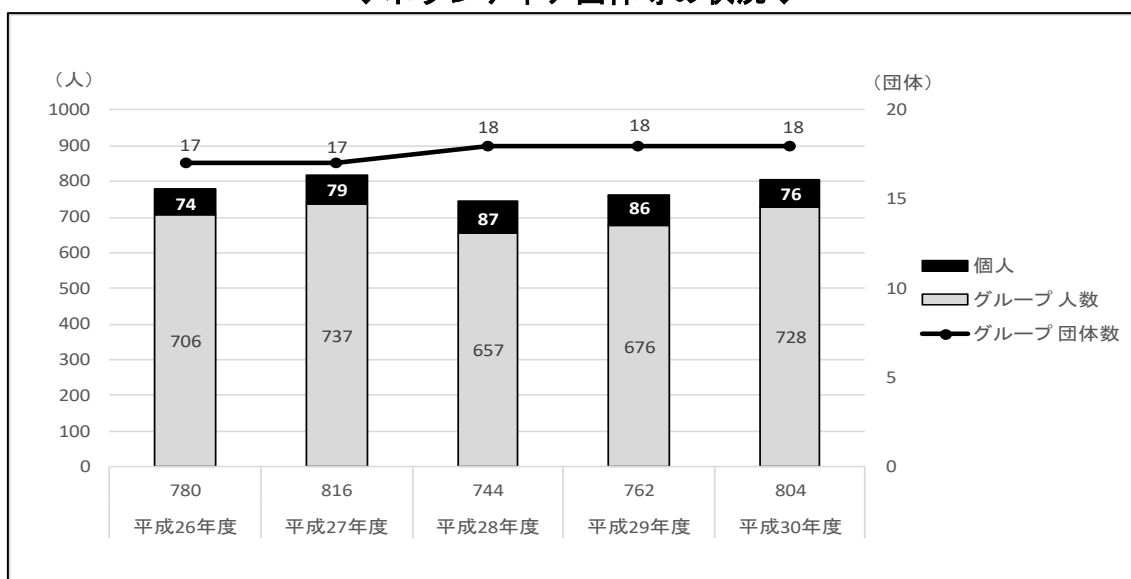
資料：市民協働課

③ボランティア団体等の状況

市のボランティアの活動状況についてみると、近年においてボランティア登録者数は個人では減少傾向、グループ人数は増加傾向にあります。

また、ボランティア連絡協議会登録団体数をみると、平成26年度以降においては17～18団体となっています。

◆ボランティア団体等の状況◆

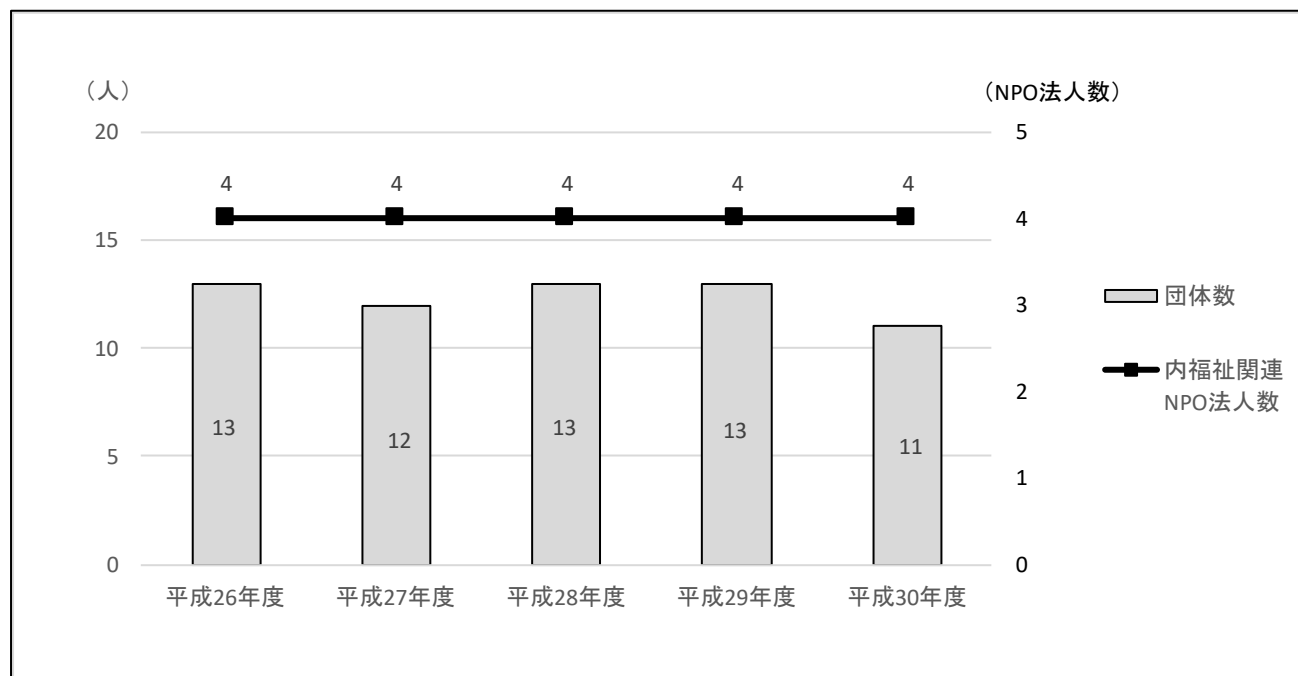


資料：瑞浪市社会福祉協議会

④NPO法人の推移

NPO法人は、平成30年度で11団体となっており、そのうちの4団体が福祉関連の活動を行っています。

◆NPO法人の数◆



資料：岐阜県

(5) 高齢者福祉の状況

①シルバー人材センター登録者数

シルバー人材センターの登録者数は、平成26年度以降において310～330人台で推移しています。

◆シルバー人材センター登録者数◆

	(人)				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数	334	313	317	329	320

※各年度末時点

資料：瑞浪市シルバー人材センター

②地域包括支援センター相談件数

地域包括支援センターの相談件数は、平成26年度以降において、概ね減少傾向で推移しています。内訳をみると、来所の件数がやや多くなっています。

◆地域包括支援センター相談件数◆

(件)

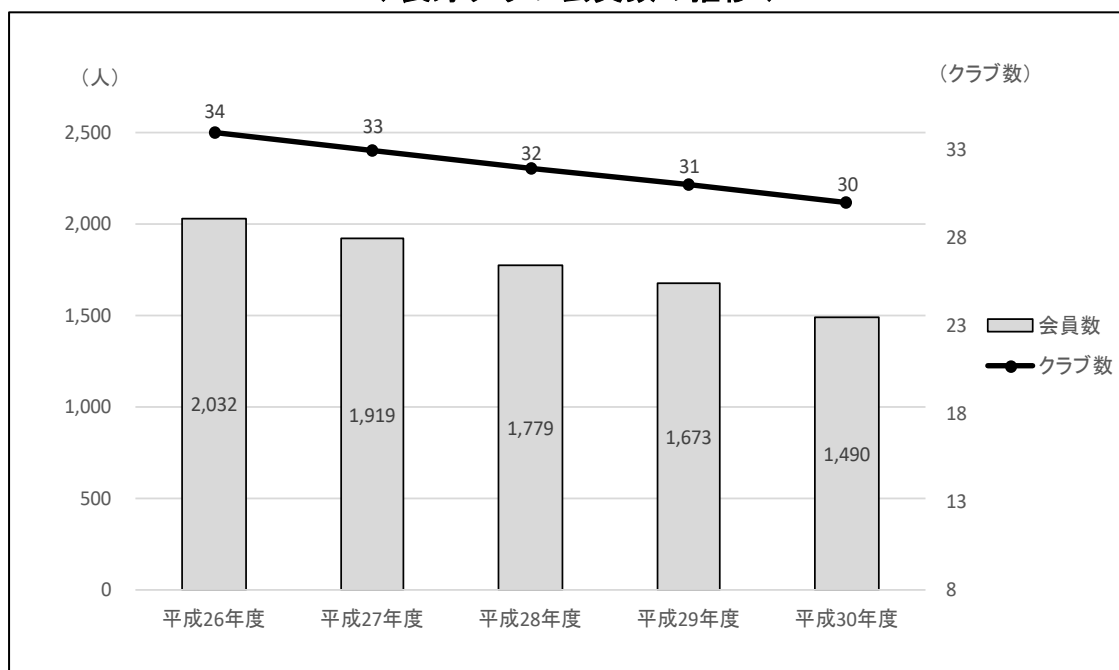
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問	1,749	1,697	1,768	1,586	1,369
新規	235	281	255	363	306
継続	1,514	1,416	1,513	1,223	1,063
来所	256	216	255	248	237
新規	59	63	54	70	78
継続	197	153	201	178	159
電話	1,729	1,641	1,556	1,315	1,279
新規	83	109	101	106	153
継続	1,646	1,532	1,455	1,209	1,126
計	3,734	3,554	3,579	3,149	2,885
新規	377	453	410	539	537
継続	3,357	3,101	3,169	2,610	2,348

資料：高齢福祉課

③長寿クラブ会員数の推移

長寿クラブ数と会員数の状況をみると、クラブ数、会員数は、減少しています。

◆長寿クラブ会員数の推移◆



※各年4月1日現在

資料：瑞浪市長寿クラブ

(6) 家庭児童相談件数

子どもや子育てに関する相談の件数をみると、平成26年度以降において概ね減少傾向にある一方、延べ数が増加傾向にあります。

◆家庭児童相談◆

(件)

相談内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養護	虐待	31	23	27	16	21
	その他	10	7	4	10	14
保健		0	2	0	0	0
障がい		5	1	2	0	1
非行	ぐ犯	4	1	0	0	0
	触法行為等	0	0	0	0	1
育成	性格行動	6	8	5	3	5
	不登校	6	6	3	6	5
	適性	0	0	0	0	0
	育児しつけ	4	11	13	10	7
その他		1	4	1	3	0
合計		67	63	55	48	54
成人相談		24	27	30	19	26
延べ相談件数		423	554	606	671	663

資料：社会福祉課

(7) 社会福祉関連施設などの状況

市内の社会福祉関連施設は次のようになっています。

◆社会福祉関連施設など◆

(か所)

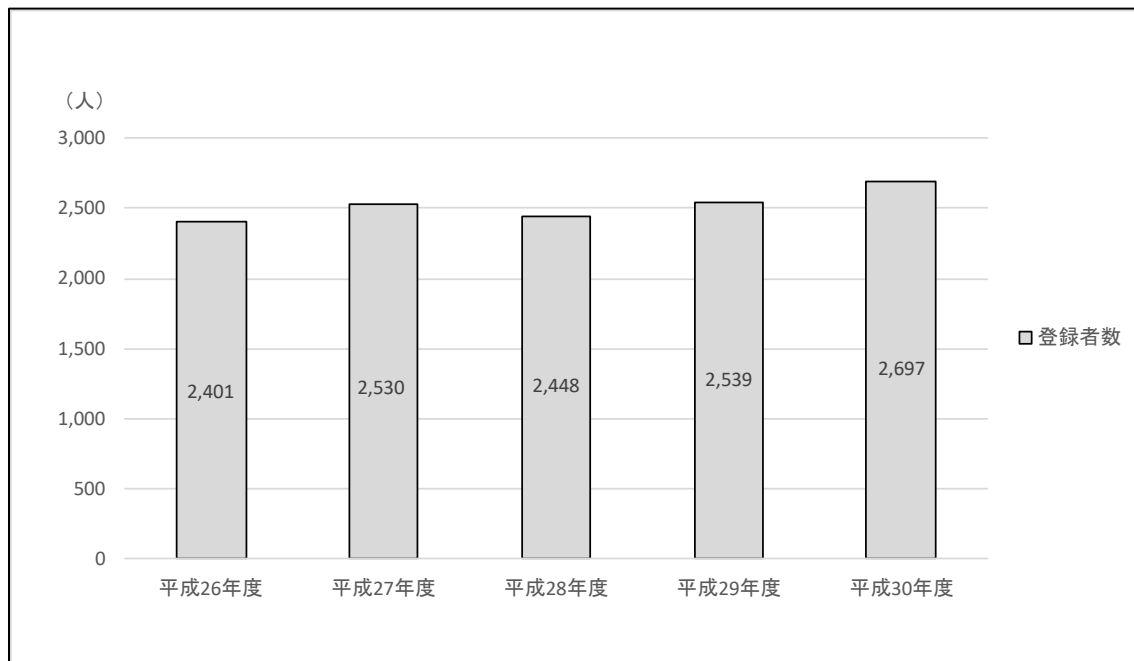
区分	施設種類	瑞浪地区	土岐地区	明世地区	稲津町	陶町	日吉町	釜戸町	大湫町
	地域福祉関係	1	0	0	0	0	0	0	0
	市民福祉センター	1	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者関係	2	2	0	2	1	2	1	0
	宅老所	0	0	0	1	1	0	0	0
	老人憩いの家	0	1	0	1	0	1	0	0
	養護老人ホーム	1	0	0	0	0	0	0	0
	自立デイサービスセンター	0	1	0	0	0	1	0	0
	地域包括支援センター	1	0	0	0	0	0	1	0
	介護保険関係	14	2	2	4	4	1	2	0
	通所介護事業所（デイサービスセンター）	6	2	1	2	3	1	1	0
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	5	0	1	0	0	0	0	0
	介護老人福祉施設	2	0	0	1	0	0	1	0
	介護老人保健施設	0	0	0	1	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	1	0	0	0
	介護療養型医療施設	1	0	0	0	0	0	0	0
	障がい者関係	8	1	1	2	2	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（訪問系）	2	0	0	0	0	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（日中活動系）	4	0	0	0	1	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（施設入所・短期入所）	1	0	0	1	1	0	0	0
	指定障害者福祉サービス事業所（共同生活援助）	0	0	1	0	0	0	0	0
	指定障害児通所支援事業所	1	0	0	1	0	0	0	0
	その他施設	0	1	0	0	0	0	0	0
	児童関係	12	5	1	3	2	2	3	0
	幼稚園（保育園）	4	2	0	1	1	1	1	0
	小規模保育事業所	2	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育所	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童館（児童センター）	2	1	0	0	1	0	0	0
	放課後児童クラブ	3	1	1	1	0	1	1	0
	子育て支援センター	1	1	0	1	0	0	1	0
	その他	28	14	5	7	7	5	4	3
	幼稚園（幼稚園）	3	2	0	1	1	1	1	0
	小学校	1	1	1	1	1	1	1	0
	中学校	1	1	0	1	0	0	0	0
	公民館	0	1	0	1	1	1	1	1
	医療機関	15	4	3	1	2	1	0	1
	医療機関（歯科）	8	5	1	2	2	1	1	1

※令和元年 10 月 1 日時点 資料：高齢福祉課、社会福祉課、学校教育課、社会教育課・健康づくり課

（８）避難行動要支援者登録の状況

本市における避難行動要支援者登録者数は、平成２６年度以降において概ね増加傾向で推移しています。

◆避難行動要支援者登録の状況◆



資料：社会福祉課

（９）交流の場の状況

本市における子育て家庭、高齢者、障がい者が交流できる場の状況は以下の通りです。

◆交流の場の状況◆

(か所)

子育てサロン	高齢者サロン	障がい者サロン	認知症カフェ
3	158	1	5

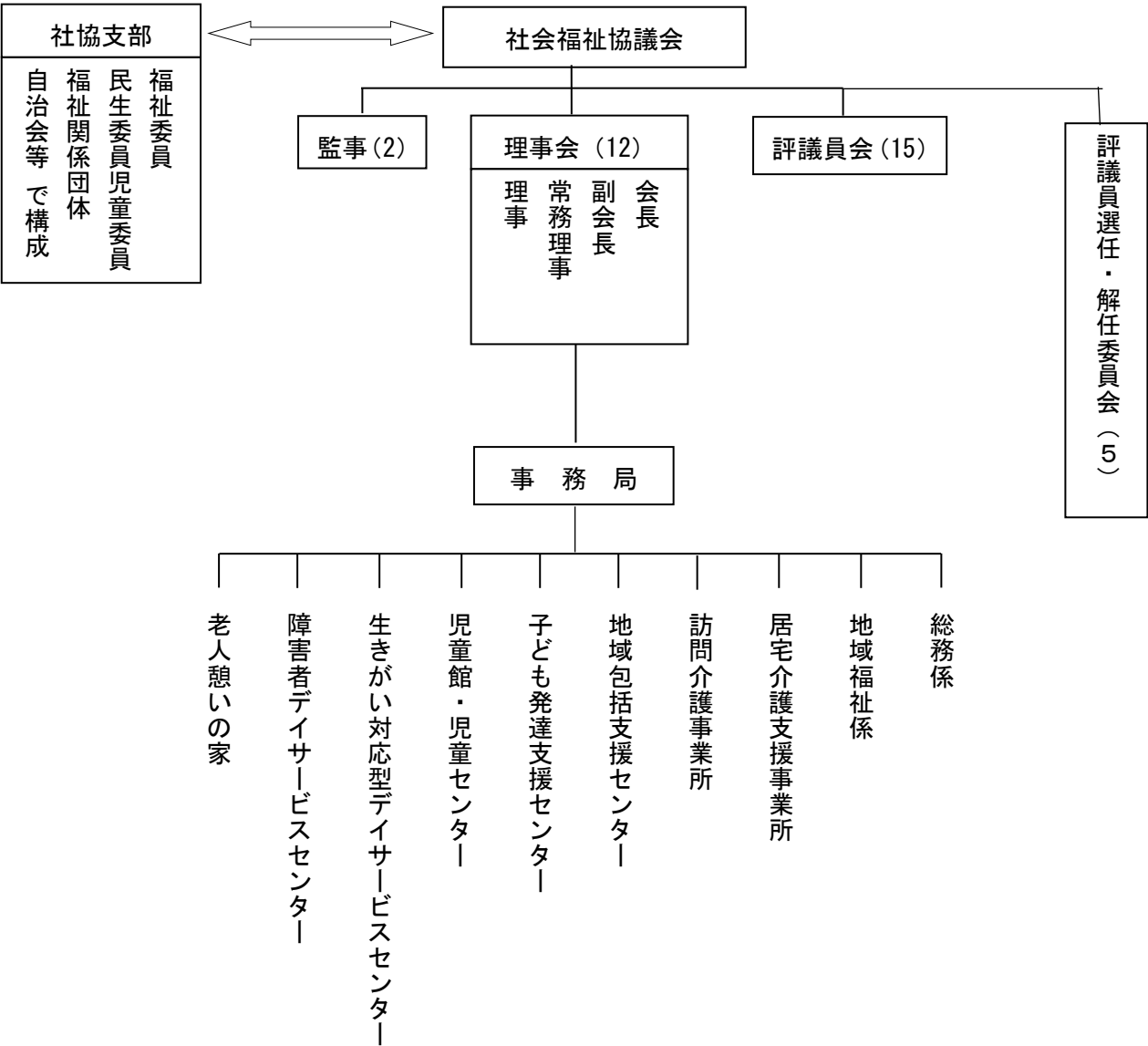
※平成 30 年 7 月末日時点

資料：社会福祉課、社会福祉協議会

第2節 社会福祉協議会等の状況

1. 社会福祉協議会等の状況

(1) 瑞浪市社会福祉協議会組織図



(2) 職員配置状況（令和元年11月1日現在）

職員配置状況

(人)

	職 員	嘱託職員	臨時職員	計
総務係	3	1		4
地域福祉係	4		1	5
居宅介護支援事業所	4			4
訪問介護事業所	4		20	24
地域包括支援センター	4		2	6
子ども発達支援センター	6		3	9
児童館・児童センター	5	4	9	18
生きがい対応型デイサービスセンター	2		4	6
障害者デイサービスセンター	1	1	1	3
老人憩いの家		1	3	4
計	33	7	43	83

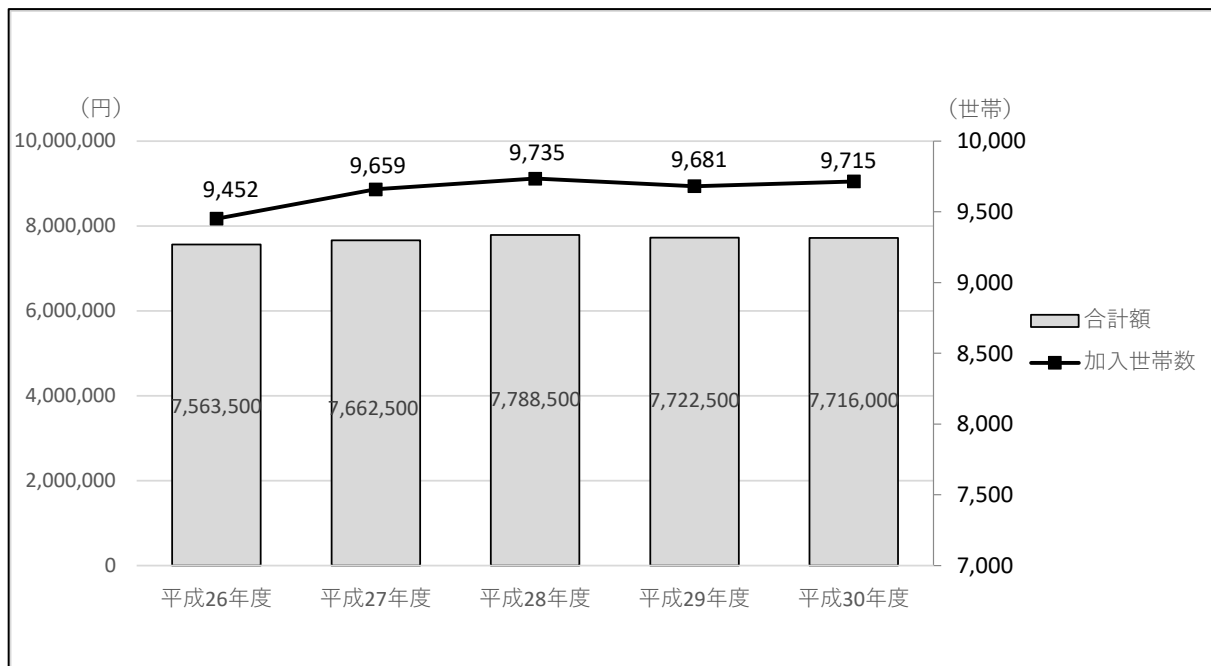
総合相談・支援活動職員配置

(人)

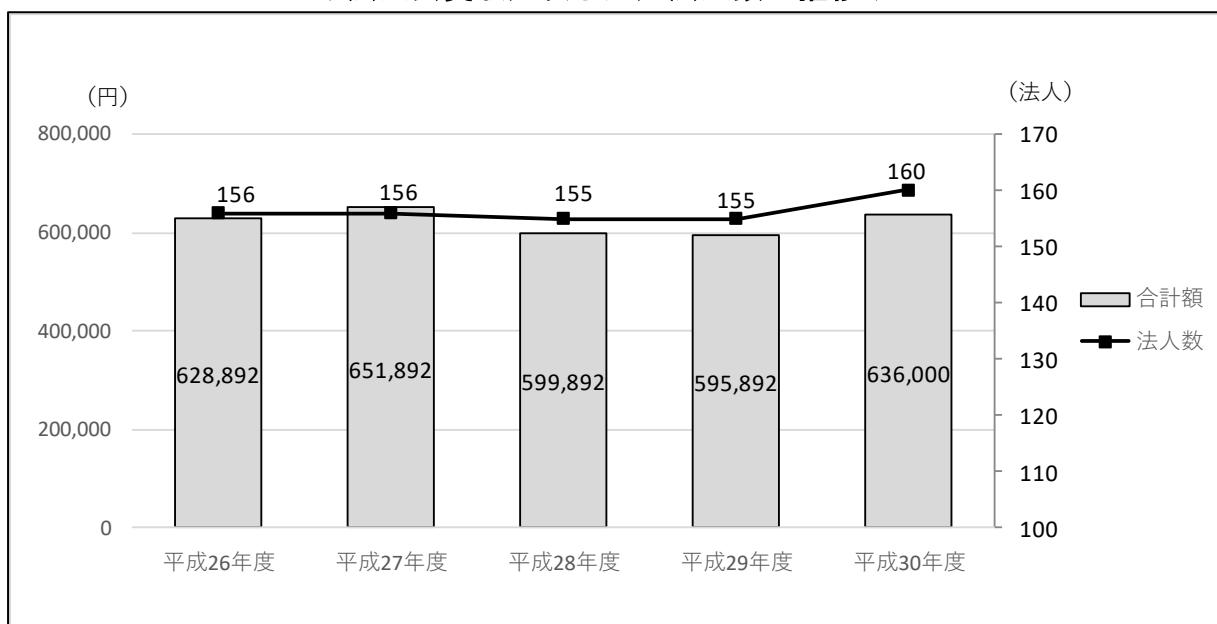
	職 員	臨時職員	計
日常生活自立支援	2 (兼務)	5 (生活支援員)	7
生活困窮者自立支援	4 (兼務)		4
生活支援コーディネーター		1 (兼務)	1

(3) 会費収入等の推移

◆一般会費収入及び加入世帯数の推移◆



◆法人会費収入及び加入法人数の推移◆



◆社協支部交付金配分状況◆

(円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
瑞浪支部	900,000	875,000	887,000	975,000	935,000
土岐支部	719,000	706,000	743,000	704,000	694,000
陶支部	439,000	440,000	443,000	430,000	437,000
稲津支部	579,000	576,000	557,000	556,000	556,000
釜戸支部	455,000	419,000	419,000	416,000	420,000
大湫支部	105,000	106,000	106,000	105,000	110,000
日吉支部	274,000	325,000	341,000	336,000	336,000
明世支部	225,000	226,000	224,000	229,000	236,000
合計	3,696,000	3,673,000	3,720,000	3,751,000	3,724,000

交付額＝前年度の地区会費の 40%+均等割 50,000 円)

(4) ボランティアの状況・ふれあいいきいきサロン開設状況

◆ボランティア登録者数◆

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	780	816	744	762	832

◆ボランティア連絡協議会登録団体数◆

(団体)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録数	16	17	18	18	18

◆ふれあいいきいきサロン開設数◆

(か所)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開設数	127	147	159	164	158

(5) ひとりぐらし高齢者登録者数（機関誌「ひなたぼっこ」配布数）

◆ひとりぐらし高齢者登録者数◆

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	609	614	607	593	606

(6) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）世帯または高齢者世帯に対し、生業の開業資金、世帯主や家族が入院した場合等の療養資金及び住宅改修費等を貸し付けるとともに、民生委員を通じ必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、加えて在宅福祉・社会参加の促進を図り安定した生活が送れるようにすることを目的とした制度です。

貸付業務の実施主体は、都道府県社会福祉協議会で、都道府県の交付金（交付金の3分の2は国からの補助）を受けて運営をしています。

◆生活福祉資金貸付事業◆

(世帯)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
貸付件数	37	37	37	30	32

(7) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安のある方々に対し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用援助をはじめ、日常的金銭管理、書類等の預かりをとおして日常生活のサポートをする事業です。

◆日常生活自立支援事業◆

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	14	18	24	24	22

(8) 生活困窮者自立支援事業

ひきこもりや失業など様々な原因により、生活に困窮した方を支援するための事業です。

◆生活困窮者自立支援事業◆

(件、回)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	—	39	45	28	25
支援件数	—	21	30	20	12
調整会議	—	4	4	4	6

(9) 社会福祉協議会管理施設の状況

◆社会福祉協議会 管理施設利用者数◆

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども発達支援センター（1か所） 通所者実数	62	70	66	61	56
児童館（4か所）延利用者数	74,817	79,117	75,269	75,113	87,823
生きがい対応型デイサービスセンター （2か所）延利用者数	2,682	3,024	3,246	3,120	2,985
障害者デイサービス（1か所） 延通所者数	858	781	877	776	854
老人憩の家（3か所） 延利用者数	12,136	12,849	12,667	10,958	10,989
市民福祉センター 延利用者数	74,744	42,834	66,486	67,915	73,764

第3章 第3期活動計画の概要及び評価

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で地域福祉推進の中核を担う団体に位置づけられています。「地域福祉活動計画」は、行政が策定した「地域福祉計画」と地域福祉推進の理念・方向性、地域の福祉課題・社会資源の状況を共有しながら、地域住民の立場から実践する計画として策定するものであり、団体ヒアリングや福祉懇談会、住民意識調査（アンケート）など市民の皆様の意見を伺うとともに、「地域福祉計画」と整合性を図りながら策定しました。

両計画は相互に重要な役割を果たすものであり、密接な連携が求められています。

第3期活動計画も、前の第2期活動計画と同じく基本理念を『瑞浪市地域福祉計画』『瑞浪市地域福祉活動計画』共通の『ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり』として継続しましたが、基本目標については第2期活動計画時の6つから5つに変更しました。

《基本目標》

- 基本目標1 「おたがいさま」のところで地域福祉活動に参加する ひとづくり
- 基本目標2 「おたがいさま」のところでささえあう 体制づくり
- 基本目標3 「おたがいさま」のところで顔見知りを増やす 居場所づくり
- 基本目標4 「おたがいさま」のところで見守りささえあう まちづくり
- 基本目標5 「おたがいさま」のところでともに活動するための 基盤づくり

基本目標を達成するために、18の実施計画及び73の取り組みに整理し、基本体系図を作成して、地域住民、行政、関係団体の皆様とともに平成27年度から令和元年度までの5年間、地域福祉活動を推進してきました。

そして、この第3期活動計画の期間終了に伴い、実施状況の評価及び今後の課題の抽出などを行いました。

■ 各用語説明

基本理念	計画のめざす福祉社会のビジョン（将来像）と計画の基本概念を示す。
基本目標	基本理念を実現するため、現状と課題を踏まえ具体的な目標を明らかにし、今後の社会福祉協議会の方向性と基本的な考え方を示す。
実施計画	基本目標に基づいて、事業、活動を表し、具体的な目標を明らかにしたもの。
取り組み	基本目標、実施計画に盛られた柱と具体的な事業や活動の実践的な展開を示したもの。

評価の方法については、各担当部署の職員による自己評価であり、基準は以下の通りです。

◆達成度基準表◆

達成度	評価基準
A	計画通り実施し、期待以上の効果があった。
B	計画通り実施し、効果があり利用者が増加した。または、参加者が満足できた。
C	計画通り実施したが、効果が表れなかった。
D	実施したが、計画通りの実施ではなかった。
E	実施していない

◆評価一覧◆

(個)

基本目標 評価	基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4	基本目標 5	総計
A	－	－	1	－	－	1
B	10	16	8	16	6	56
C	3	3	4	1	1	12
D	1	－	－	－	1	2
E	1	1	－	－	－	2
総計	15	20	13	17	8	73

(%)

基本目標 評価	基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4	基本目標 5	総計
A	－	－	7.7	－	－	1.4
B	66.6	80.0	61.5	94.1	75.0	76.7
C	20.0	15.0	30.8	5.9	12.5	16.4
D	6.7	－	－	－	12.5	2.7
E	6.7	5.0	－	－	－	2.7
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

本計画は瑞浪市地域福祉計画と関連した計画であり、全73の取り組みの中には、様々な内容・性格の取り組みが含まれているため、正確な点数評価は困難といえますが、計画期間を4年経過した時点において、概ね良好な達成状況といえます。ただし、C、D、E評価といった、実施が不十分であるなど、見直しが必要な取り組みが全体の2割程度あり、これらの評価の低い取り組みを中心に改善を図っていく必要があります。

基本目標1 「おたがいさま」のところで 地域福祉活動に参加する ひとづくり

実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
①ボランティア育成	各種講座を開催しボランティア育成をすすめる。	1. 気軽に参加できる入門講座を開催する。	手話、点訳、音訳、傾聴などの講座を実施した。	受講者がボランティア登録してもらえるよう働きかけをする。活動場所を確保する。	B
		2. 手話、傾聴、災害救援ボランティアなどのスキルアップ講座を開催する。	傾聴、音訳、点訳等スキルアップ講座を実施した。	各ボランティア団体の現状を見ながら実施する。	B
		3. アクティブメンズ講座を開催し、男性ボランティアの育成を実施する。	5年続けて実施。受講後ボランティア登録された方もあり。	男性ボランティアの活躍の場を増やし、達成感を味わってもらう。	B
		4. (新) 高校生、大学生に向けた講座を開催する。	中京学院大と協力し、高齢者サロンを立ち上げ、実施した。 中高生対象のチャレンジスクールを企画・実施した。	各学校と調整、協力しながら活動の場が広がるような企画をする。	C
		5. (新) 送迎ボランティア育成講座を開催する。	デマンドバスの運行や、高齢者ドライバーによる事故の増加等を考え、断念した。		E
②福祉教育の充実	教職員、生徒、児童が社会福祉に関心と理解を深めるよう福祉教育を推進する。	6. 福祉協力校連絡協議会を開き情報交換、研修会を開催する。	連絡協議会は毎年開催しており、各校の活動を知る機会となっている。 研修会については、教職員の予定が合わず、参加者が少ないため中止した。	各校の活動状況を知る機会となる連絡協議会については、今後も継続して開催をする。	D
		7. 福祉協力校で福祉学習前講座を実施する。	福祉学習サポーターや手話サークルの協力を得て実施した。	各学校と連携し、学校の狙いに合わせた講座をすすめる。	B

実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
	福祉への理解を深めるとともに地域福祉活動への参加を促す。	8. 親子で参加できる講座を開催する。	「親子ふくし講座」として、介助犬・盲導犬・聴導犬の施設見学を実施した。	子どもだけでなく、親世代にも学んでもらえるよう企画する。	B
		9. 一般向け福祉の出前講座を開催する。	企業や地域に出かけて講座を実施した。	PRをする。 依頼が少ないが、社協支部やいきいきサロンへの講座を考える。	C
③役・職員研修の開催	資質向上、サービス向上に努める。	10. 介護保険事業所のサービス向上のため、職員研修を実施する。	ケアマネ：未参加の職員に研修内容の報告をした。ケアマネ研修以外に社協関連研修に参加した。 ヘルパー：年間計画を立て、毎月実施している。パートヘルパーにも参加を促しレベルアップを目指している。	ケアマネ：法改正などで日々変化する状況に対応できるよう常にアンテナを張る。 ヘルパー：内容がマンネリ化しないよう外部から講師を招き実のある研修にする。	B
		11. 指定管理事業所のサービス向上のため、職員研修を実施する。	外部研修への積極的参加、ケースワーク等の職場内研修を実施した。	施設ごとに性質が異なるため、専門的な外部研修に参加する。職場内研修の充実を図る。	B
		12. 社協職員の資質向上のため、職員研修を実施する。	研修計画により、経験年数や役職に応じて外部研修を受講した。	研修計画により継続する。 災害時対応についての研修が必要である。	B
		13. 役員に社協事業への理解を深めてもらい、積極的に事業にかかわってもらうための研修を実施する。	県社協主催の地域福祉フォーラムに参加した。	参加者が少ないが、社協事業への理解促進として、事業案内を随時発信する。	B
④各種講座の開催	地域福祉推進の担い手を育成する。	14. 福祉委員の研修会を実施する。	社協支部の総会で、役割について研修をした。また、外部講師による研修を実施した。	現役世代が多く参加者が少ないため、実施日や内容を検討する。	B
		15. ふれあいいきいきサロンの実施者向け講座を開催する。	実技等を学べる交流会を実施したが、交通の便が悪く参加できないとの声があった。	福祉委員が関わっているため、福祉委員を対象に実施することも考えていく。	C

基本目標2 「おたがいさま」のところでささえあう 体制づくり

実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
⑤情報の共有	情報を共有し幅広い相談に対応する。	16. ボランティア活動に関わる他機関と連携を密にし、ボランティア・市民活動に関する情報を共有し、幅広い相談に対応する。	ボラ連で研修・市長と語る会など開催し情報交流できている。 行政や介護保険事業所にも情報を流し理解を得ている。	ボランティア相互の情報交流等を行い、ボランティア活動の充実・発展を図る。	B
⑥ボランティア活動助成・支援	ボランティア活動者への支援をすることにより、活動の活性化を図る。	17. ボランティア登録団体への活動費助成、活動場所や資材の貸出等の支援をする。	申請のある団体には助成している。	助成金の使い方にばらつきがあるため徹底させる必要がある。	B
		18. ボランティア保険加入を補助する。	加入助成している。	安心して活動してもらうために、保険加入は継続する。	B
		19. 連絡協議会定期開催・組織力強化への支援をする。	年3回の連絡会議を開催した。	充実した会議になるよう支援する。	B
		20. (新) 送迎ボランティア活動に向けた体制づくりをする。	市がデマンドバスを導入したこと、高齢者の事故が多発したため断念した。		E
⑦福祉委員・支部の運営体制の強化	福祉委員の見守り体制を充実させる。	21. 緊急時の対応として、「ひとりぐらし高齢者個人情報提供同意書」の提出をすすめる。	福祉委員、民生委員により提出されている。また、高齢者から自己申告されることもある。	入院・入所・同居など、状況が変わった際の連絡をしてもらうようにする。	B
		22. ひとりぐらし高齢者向け機関紙「ひなたぼっこ」の配布による見守り体制を強化する。	毎月福祉委員によって見守りをしている。	福祉委員ごとに温度差がある。必要性を理解してもらい徹底する。	B
	支部活動の支援	23. 支部社協の取り組みについて2年に1回聞き取り調査を実施する。	2年に1回実施している。	支部によって繰越金が多いところがあり、適正な支出を指導する。	B
		24. 自立した支部活動に向けて、支援をする。	支部事業への参加や、支部交付金の交付を行なっている。	支部活動への支援を継続する。	C

実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
⑧社協職員の体制	介護保険事業所の体制構築	25. 利用者のニーズに応えられるサービス体制を構築する。	ケアマネ：認定前でも必要に応じてすぐに動ける体制が取れた。 ヘルパー：マニュアルを作成し、誰もが同じサービスを提供する。	ケアマネ：利用者のニーズにこたえられるよう固定概念にとらわれず職員間で協力して対応する。 ヘルパー：誰でも訪問しサービス提供できる体制づくりをする。	B
		26. 関係機関との連携を強化する。	ケアマネ：利用者の新しい情報を素早く共有できた。 ヘルパー：担当者会議への出席、関係機関との連携を図っている。	ケアマネ：利用者、家族が混乱しないよう連携を取り、情報の共有を図る。 ヘルパー：利用者の変化など迅速に伝え、連携が取れるようにする。	B
		27. 利用者ニーズに対応できる人員を確保する。	ケアマネ：必要に応じて募集した。 ヘルパー：社協だより、ハローワークなどで求人し人材確保に努めた。	ケアマネ：利用者の負担にならないように引継ぎが十分できる体制を取り、利用者に寄り添った行動をする。 ヘルパー：パートヘルパーは70歳を超えても体調に留意しながら勤めてもらっている。	B
	指定管理事業所の体制構築	28. 相談機能の充実をはかる。	ぼけっと：自主的な相談に来所者が増加。幅広い年齢に対しての相談が実施できた。 児童館：月に1回相談日を設けている。市の相談員と連携を取っている。	ぼけっと：計画相談は今後も増加が見込まれ、幅広い相談に対応するための体制づくりを考える。 児童館：気軽に相談できる雰囲気づくりと職員のスキルアップを図る。	B
		29. 関係機関との連携体制を構築する。	ぼけっと：保健・教育・保育・福祉と多岐にわたる機関との連携を取っている。 児童館：学校、子育て支援センター、幼稚園等連携	ぼけっと：さらに連携の充実に努める。保護者ニーズに添った連携を展開する。 児童館：まだ連携を取れるところがあるので、進	B

実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
			が取れている。	めていく。	
		30. 地域の療育システムについて各関係機関と検討し地元病院へ働きかける。	ぼけっと：療育関係者連絡会に参加。システムづくりの検討ができた。	役割を明確にしながら体制づくりに関わっていく。	B
		31. 施設同士の情報交換を密にしながら、特徴を活かした事業を実施する。	ぼけっと：必要に応じた情報交換ができた。計画相談を通して他事業所との交流が増加した。 児童館：施設同士の情報交換をする機会が増えた。	ぼけっと：情報を共有し、互いによりよい支援につなげる。保護者にわかりやすい連携を考える。 児童館：情報を基に、親や子どもへの対応方法を職員間で共有できるようにする。	B
		32. 支援センター修了後の子どもと親のフォローをする。	放課後等デイサービス、相談で対応。学校訪問をすることで情報交換ができた。	学校へのつなぎ支援を継続。終了後の再相談の受け入れについてのPRをする。	B
	事務局の体制構築	33. 災害時対応への整備・訓練を実施する。	緊急時連絡先の更新。県主催の研修に参加した。東濃圏域5市社協で災害時協力体制の協定を締結した。	災害時の社協職員としての対応についての研修を実施する。	C
		34. 住民からの相談に対応できる体制づくりをする。	相談には適宜対応し、必要に応じた機関へつなぐことができている。	担当外の業務内容について理解を深め、社協内で連携が取れるようにする。職員の資質向上を目指す。	C
		35. 緊急時の対応や制度外サービスの一つとして、福祉機器の貸出をする。	依頼に応じ貸し出している。	貸し出し可能な機器のPRに努める。 需要を見極め、貸し出し機器を整備する。	B

基本目標3 「おたがいさま」のところで 顔見知りを増やす 居場所づくり

実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
⑨在宅高齢者、介護者、障がい者の居場所づくり	在宅高齢者、障がい者等のひきこもり防止事業および介護者のリフレッシュ事業など当事者支援	36. 介護者のリフレッシュ事業、介護負担を軽減することができる技術を学ぶ場を提供する。	介護者のつどい、介護者サロンを実施した。	毎月開催の介護者のつどいは、参加者のリフレッシュになり喜ばれているため、継続して実施する。	B
		37. ふれあいいきいきサロンの充実・交流会を実施する。	平成29年度までは市内のいきいきサロン参加者交流会を実施した。	人数が多く、一堂に会して交流を図るのは難しいが、実施できるよう検討する。	C
		38. ひとり暮らし高齢者向け機関誌「ひなたぼっこ」を発行する。	ボランティアの力を借りて毎月発行している。	読者参加型の機関誌ができないか検討する。	B
		39. 障がい児と家族のふれあい交流会を開催する。	ふれあい交流会（ボウリング大会など）を実施したが、参加者が少なかつたため「バリアフリー映画会」に変更した。	手をつなぐ育成会の参加者が少なく、対象者のニーズは低いと考える。ニーズを把握する。	C
		40. 身体障害者手帳（1～3級）所持者を対象としたバリアフリー旅行を実施する。	1泊旅行は負担が大きい。ため、日帰り旅行とした。	参加者の固定化、高齢化が進んでいる。対象を広げるなど、新規参加者の拡大を考える。	C
		41. （新）障がい者のためのサロンを開設する。	手話サロンを開設（毎月第4土曜日）した。	手話サロンの自主運営。 聴覚障がい者以外の障がい者向けサロンの検討をする。	B
⑩幅広い年齢層が参加できる事業の開催	地域の人気が軽に参加できる事業の実施	42. 認知症、障がいへの理解を深めてもらうための講座や講演会を開催する。	認知症、障がい、地域との関わりなど毎年テーマを変えて実施している。	参加者が少ないが、参加した人からは高評価なため、事業は継続して実施する。	B
		43. 高齢者、児童、障がい者など幅広い世代が参加できる事業を実施する。	福祉まつり、高齢者と子どものふれあい広場などを実施した。	ふれあい広場は支部で実施しているが、全支部での開催を目指す。	B

実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
⑪子育て支援	子育て支援	44. 児童館で、遊び場の提供、親子教室を実施する。	週3回の親子教室、子育て相談事業、食育講座を実施した。	家庭の中に居場所がない子どもや親子への居場所づくりとして継続する。	B
		45. 児童館のない地域での、移動児童館を実施する。	釜戸、日吉、稲津で親子教室や、小学生対象行事を実施した（支部や公民館事業と共催）。	子どもの減少はあるが、ニーズはあるため、今後も依頼があれば出かけていく。	B
		46. 児童館の中の高生の居場所スペース「スマイル」を充実させる。	児童館の通常開館時間の利用はあるが、17時～19時の利用は少ない。	本来の目的と子どもたちのニーズを見直す。	C
		47. 障がい児のための放課後デイの実施をする。（子ども発達支援センター）	月2回実施。保護者の相談も受けながら、親子が安定するよう支援。公開療育を行い学校や他事業所と連携。	センターとして学齢児に対する療育の役割を明確にしながら事業を継続していく。	A
⑫施設支援	施設の発表の場を作る。	48. ハートピアで福祉施設、授産施設の作品展示・授産品の販売を実施する。	福祉まつりで各施設の展示、販売をしている。	希望施設の増加によりスペースの確保が難しいが、レイアウトを工夫し実施する。	B

基本目標4 「おたがいさま」のころで見守りささえあう まちづくり

実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
⑬ボランティアと市民のコーディネート	ボランティア活動のコーディネートと情報提供	49. ボランティア活動者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施する。	地域福祉活動計画のアンケートの中に含む。	各ボランティアの定例会への参加やアンケートによりニーズの聞き取りをする。	B
		50. 登録ボランティアの整備をする。	ボラ連団体、人材マップの更新をした。	ボランティアに異動があればすぐに更新する。	B
		51. 人材マップを充実させ、学校や地域にPRし活動者をコーディネートする。	保存版活動紹介冊子の発行、追加発行した。	学校、施設、地域にPRをし、ボランティアの活動の場を広げる。	B
		52. ボランティア活動の発表の場を設け、市民に関心を持ってもらう。	市役所やコミュニティーセンターなどで紹介パネルの展示を実施した。	パネルの更新を行いながら、多くの人の目に触れ関心を持ってもらうようにする。	B

実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
		53. 社協だより、ホームページ等を使って継続的な情報提供をする。	社協だよりを奇数月に発行することで、最新の情報を提供することができた。	ホームページの更新がなかなかできないが、ボランティア団体の協力を得て、活動記事を掲載していく。	B
⑭住民同士が顔見知りとなり、安心安全なまちづくりをめざす	高齢者の自主活動を支援する生きがい対策	54. 高齢者のつどいや、クラブ活動の支援をする。	いきいきサロンで使用する遊具やボランティアの紹介をした。	継続的に開催できるよう支援する。	B
		55. 高齢者と児童館との交流事業を実施する。	支部主催のふれあい広場に児童館も共催した。	児童館のない地域でも移動児童館として交流事業に参加していく。	B
		56. 施設のPRを強化し、地域密着型施設を目指す。	桜寿荘：カフェさくらを月に1回開催し、11月には桜寿荘祭りとして利用者の発表会を開催した。 福寿荘：地域の人の協力を得ながら、お抹茶会、コーヒータイムなどを実施した。 寿楽荘：南中との交流会を実施した。	地域住民の要望も聞きながら、新しいメニューを考え、地域に根付いた施設となるようにする。交通の便が悪い地域の人へのサービスを考える。	B
	地域の独自性を発揮した事業の取り組み	57. 社協支部と学校・幼稚園等が連携した事業を実施し、世代間交流を推進する。	各支部主催で「高齢者と子どものふれあい広場」を実施した。	全支部での実施を目指す。	B
		58. 自治会、民生委員児童委員、福祉委員をはじめとする地域のボランティア等で連絡会を実施し、地域のネットワークづくりをすすめる。	福祉関係者懇談会を実施する支部が増えた。	一度実施すると、その必要性が理解できるので、開催に向けて協議する。	B
	福祉まつり・福祉大会の開催	59. 様々な分野の団体で構成された実行委員会を開催し、福祉まつりの充実を図る。	毎年内容を協議しながら実施した。	参加団体が増えスペース確保が難しくなってきたため、内容等検討する。	B
		60. 功労者表彰の場として福祉大会を開催する。	福祉功労者に対し、市長表彰、社協会長表彰、社協会長感謝状を贈呈した。	式典の来場者が少ない。ボラ連の協力は継続してお願いする。	B

実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
			ボラ連の協力を得て開催した。		
	自立支援事業の推進	61. 生活福祉資金の受付、日常生活自立支援、生活困窮者自立支援のPRと事業の理解を広げる。	居場所「ふらっと」の定期開設、社協だよりでPR記事を掲載した。	問題が複雑化しているため、総合的な見方で柔軟に対応していく。	B
⑮社協PR	情報発信	62. 社協だより、ホームページ等を使って社協施設のPRの充実を図る。	事業の開催案内、実施後報告、各施設の情報を掲載した。	適宜更新し、市民に理解しやすいPRをする。	C
		63. 新聞、ケーブルテレビなどに積極的に情報を流し、多くの市民の目に触れるようにする。	その都度情報提供した。	取材があっても記事になるとは限らないが今後も提供していく。	B
⑯市民の期待にこたえる社協	調査・研究	64. 地域福祉活動計画策定に向けた市民のニーズを把握するためのアンケート調査を平成30年度に実施する。	アンケート内容を市と協議しながら実施した。	アンケート結果をもとに計画を策定する。	B
		65. 各事業・事業所ごとに参加者にアンケートを取り、ニーズの把握、次回への参考とする。	その都度アンケートをとり、次回への参考になっている。	参加者の意見を聞き、次の事業を有意義なものにする。	B

基本目標5 「おたがいさま」のころでともに活動するための 基盤づくり

実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
⑰地域福祉活動計画の推進	活動計画の進捗状況をチェックする。	66. 専門部会の中で事業評価をし、次期計画に活かす。	年2回開催していたが、ここ2、3年は年1回になっている。	専門部会の位置づけをはっきりさせる。	D
		67. 職員による事業評価を実施し、次期の事業に活かす。	事業が終了するごとに評価している。	評価を参考にしながら、またその時々の流れも考慮しながら次の事業を決めていく。	B
⑱財源の確保	自主財源の確保	68. 会費の協力を得るため、市民に会費の用途をわかりやすく伝える。	連合自治会、各区長会で事業紹介や会費の用途について資料とともに説明し協力を得ている。	事業紹介や会費の用途について資料とともに説明し2口加入をお願いしていく。	B

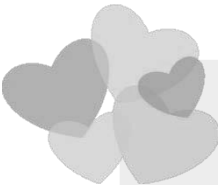
実施計画	内容	取り組み	今までの実施状況	今後の課題と取り組み	評価
		69. 共同募金運動の理解を得るPR活動をする。	自治会、社協だより、街頭募金などでPRした。中高生の協力を得ながら街頭募金を実施した。	社協の貴重な自主財源であることをPRする。	B
		70. 介護サービス事業の経営を安定させるため、利用者拡大に努める。	ケアマネ：困難事例も市と協力して対応し受け入れた。 ヘルパー：依頼があれば可能な限り受け入れている。	ケアマネ：関係機関の協力を得ながらどんな利用者も受け入れる。 ヘルパー：新規の依頼を断ることなく受け入れサービスを提供する。	B
	補助金・受託金の確保・各種助成金の活用	71. 指定管理者として、事業や運営管理の費用見直しを行い、社協の独自性を行政にアピールする。	管理費の削減、事業の充実を図ってきた。	社協が運営していることをPRし、指定管理事業所として継続してもらえるようにする。	C
		72. 地域福祉活動の中核としての自覚を持ち、積極的に地域福祉事業を推進する。	ニーズを把握しながら事業の検討実施してきた。	社協を知っていただき、理解協力してもらえよう活動する。	B
		73. 各種財団等が実施する助成金を利用し、社協事業の財源とする。	社会福祉充実残額を計画に沿って活用した。	有効と思われる助成金があれば活用する。	B

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

1. 地域福祉の基本理念

◆基本理念◆



～共に創る ふれあい
支え合いのまちづくり～

※この基本理念は、瑞浪市地域福祉計画の基本理念と共有しています。



第2節 計画の基本目標

社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。

地域福祉は、法に基づき制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

第4期活動計画を策定するにあたり、第3期活動計画の評価、団体ヒアリングや福祉懇談会、アンケート調査を実施しましたが、それらを通して地域の力が低下してきていると感じられました。

私たちは共に生きる仲間として、「おたがいさま」の気持ちを持ち、地域住民が力を合わせ、気兼ねなく「手を貸してください」と声を上げることができるようなまちづくりに向け、地域住民・関係団体とともに活動していく必要があります。

第4期活動計画の基本理念は第3期活動計画から継続しますが、基本目標については第3期活動計画の5つから4つに整理し、よりシンプルで理解しやすい構成へと変更しました。そして、この基本目標を達成するため、14の基本計画、23の実施計画と70の取り組みを設定しました。

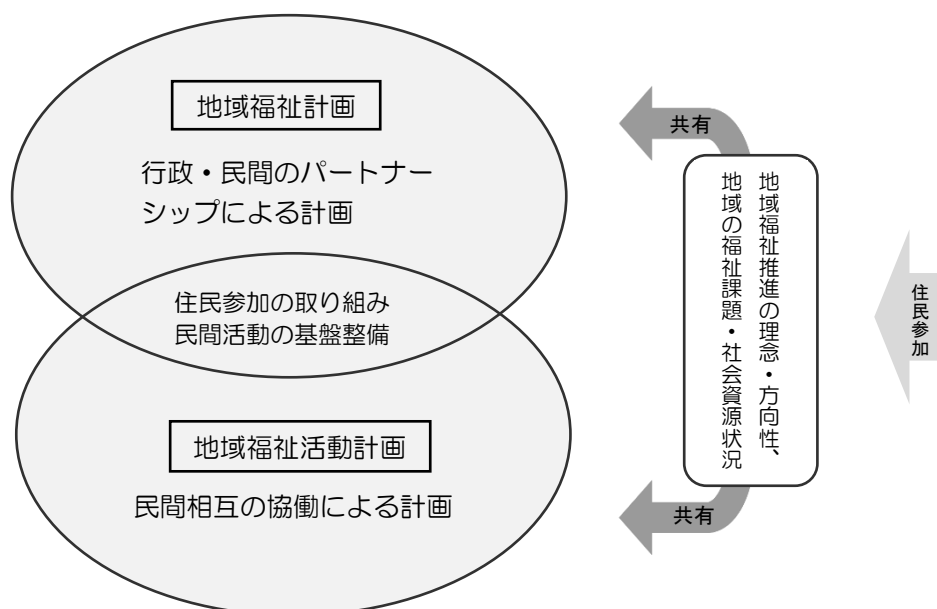
《基本目標》

- 基本目標1 「おたがいさま」のこころで見守り支え合う 地域づくり
- 基本目標2 「おたがいさま」のこころで地域福祉活動に参加する 人づくり
- 基本目標3 「おたがいさま」のこころで顔見知りを増やす 居場所づくり
- 基本目標4 「おたがいさま」のこころでともに活動するための 体制づくり

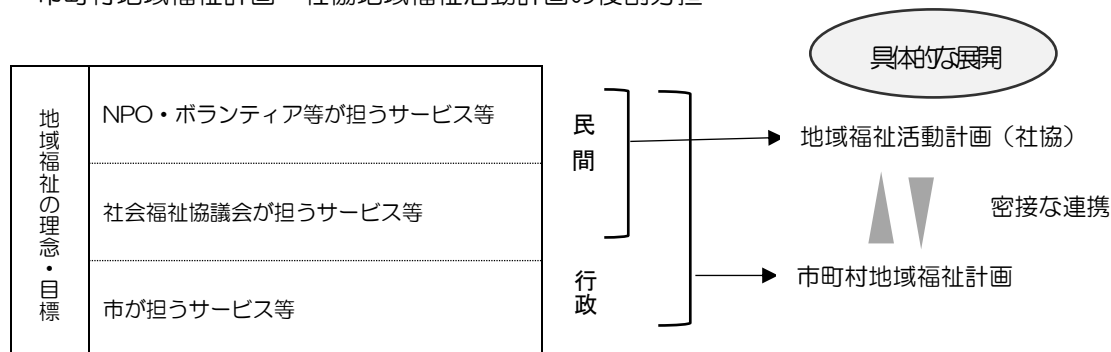
■ 各用語説明

基本理念	計画のめざす福祉社会の将来像と計画の基本概念を示したもの。
基本目標	基本理念を実現するため、現状と課題を踏まえ具体的な目標を明らかにし、今後の社会福祉協議会の方向性と基本的な考え方を示したもの。
基本計画	基本目標に基づいた事業・活動を表し、具体的な目標を明らかにしたもの。
実施計画	基本計画で明らかにした事業・活動を実践的に表したもの。

■ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ及び関係性



市町村地域福祉計画・社協地域福祉活動計画の役割分担



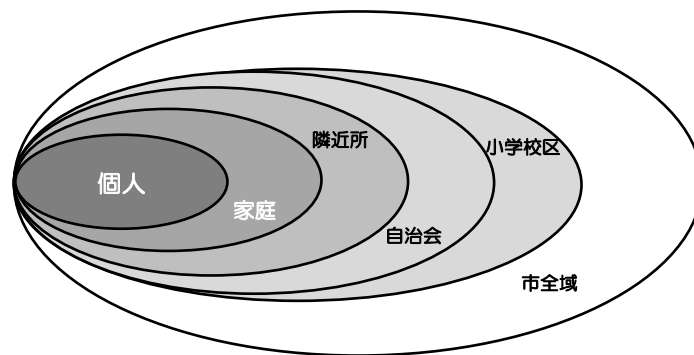
■ 地域の考え方

本計画では、「地域」は画一的なものとし、必要に応じて「小地域」「地区」「全市」と柔軟にとらえていきます。

《小地域》…………自治会、組、班など

《地 区》…………小学校区

《全 市》…………市全域



◆施策体系◆

基 本 理 念

～共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり～

基本目標

1. 「おたがいさま」のところで
見守り支え合う
地域づくり

2. 「おたがいさま」のところで
地域福祉活動に参加する
人づくり

3. 「おたがいさま」のところで
顔見知りを増やす
居場所づくり

4. 「おたがいさま」のところで
ともに活動するための
体制づくり

基本計画

(1) 支部活動の推進
(2) 見守り活動の推進
(3) 住民自身が主役となり、安心安全に暮らせる地域づくりの推進

(4) ボランティアの育成・支援
(5) 福祉教育の普及、啓発
(6) 小地域福祉活動の担い手の育成

(7) 在宅高齢者、介護者、障がい児・者等の居場所づくり
(8) 幅広い年齢層が参加できる事業の開催
(9) 子育て支援の充実

(10) 地域福祉活動計画の推進と評価
(11) 財源の確保
(12) 事業実施の体制整備
(13) 相談体制の充実
(14) 広報活動の充実

基本目標 1 「おたがいさま」のこころで見守り支え合う地域づくり

○は第3期からの継続

基本計画	実施計画	取り組み	実施年度				
			2	3	4	5	6
(1)支部活動の推進	①支部の体制強化と事業の充実	1. 支部が中心となり、ひとり暮らし高齢者対象事業「ひなたぼっこのつどい」を継続的に開催する。	○				→
		2. 各支部の活動について、直接的に情報交換できる支部連絡協議会を定期的に開催する。	○				→
		3. 支部活動の取り組みについての意見交換を実施する。	○				→
		4. 自立した支部活動に向けて支援する。	○				→
(2)見守り活動の推進	②ひとり暮らし高齢者の見守り	5. 「ひとり暮らし高齢者個人情報提供同意書」の提出を勧め、見守り活動を推進する。	○				→
		6. 機関誌「ひなたぼっこ」を配付し、見守り活動の強化を図る。	○				→
(3)住民自身が主役となり、安心安全に暮らせる地域づくりの推進	③高齢者が参加できる活動を支援し、介護予防となる活動の支援	7. ふれあいいきいきサロンの充実を図る。	○				→
		8. 高齢者と児童館との交流事業を実施する。	○				→
		9. 高齢者の自主活動の場を提供する。	○				→
		10. 地域包括支援センターにおいて、介護予防事業を実施する。	実施				→
	④地域の自主性を発揮した活動の実施	11. 支部と学校・幼稚園等が連携した世代間交流事業を実施する。	○				→
		12. 自治会、民生委員・児童委員、福祉委員等で地域の福祉課題を共有し、連携を強化するための懇談会などを開催する。	実施				→
	⑤社会福祉大会の開催	13. 社会福祉大会を開催し、福祉分野での功労者を表彰する。	○				→

福祉懇談会では、「地域の絆が弱くなった」「町内でも意識に温度差がある」「地域のルールに理解がない」「近所のことに無関心」「自治会未加入者が多い」「個人情報が壁になり活動がしにくい」「災害時に高齢者をどう保護するか」「災害時電話以外の通信方法がない」などの意見がありました。

基本目標2「おたがいさま」のところで地域福祉活動に参加する人づくり

○は第3期からの継続

基本計画	実施計画	取り組み	実施年度				
			2	3	4	5	6
(4)ボランティアの育成と支援	⑥ボランティアの育成	14. 気軽に参加できる入門講座を開催する。	○	—	—	—	→
		15. 既存のボランティアがスキルアップできる講座を開催する。	○	—	—	—	→
	⑦ボランティア支援及び活動の活性化	16. ボランティア団体への活動費助成、活動の場の創出、資材の貸出等の支援を実施する。	○	—	—	—	→
		17. ボランティアセンターに必要な備品等を整備する。	実施	—	—	—	→
		18. ボランティア連絡協議会の定期開催、組織力強化への支援を実施する。	○	—	—	—	→
(5)福祉教育の充実	⑧教職員、生徒児童が福祉に関心と理解を深める事業の開催	19. 福祉協力校連絡協議会を開催し、教育現場での福祉教育に関する情報交換を実施する。	○	—	—	—	→
		20. 子どもたちの福祉への関心を深めるため、福祉学習出前講座を実施する。	○	—	—	—	→
		21. 夏休み等を活用し、ボランティア体験ができる機会を提供する。	実施	—	—	—	→
	⑨福祉活動への理解・参加を促す事業の開催	22. 親子で参加できる福祉講座を実施する。	○	—	—	—	→
		23. 地域活動への参加を促すため、一般に向けた出前講座を実施する。	○	—	—	—	→
		24. 認知症、障害等への理解を深めてもらうための事業を実施する。	○	—	—	—	→
(6)小地域福祉活動の担い手育成	⑩小地域で福祉活動を主体的に実践できる人材の育成	25. 福祉委員研修会を開催する。	○	—	—	—	→
		26. ふれあいいきいきサロン運営者の研修会を開催する。	実施	—	—	—	→

福祉懇談会では、「自治会の区長・班長のなり手がいない」「ボランティアができる人の確保」「ボランティアの高齢化」「ボランティアの大切さを伝える」などの意見がありました。

基本目標3「おたがいさま」のところで顔見知りを増やす居場所づくり

○は第3期からの継続

基本計画	実施計画	取り組み	実施年度				
			2	3	4	5	6
(7)在宅高齢者、介護者、障がい児・者等の居場所づくり	⑪ひきこもりを防止する事業の開催	27. ふれあいいきいきサロン交流会を実施する。	検討	実施			→
		28. ひきこもりなど、社会との関係が希薄となっている方も気兼ねなく足を運べる場を提供する。	○				→
		29. 障がい者も集えるサロンを実施する。	○				→
		30. 介護者のリフレッシュ事業、介護負担を軽減することができる技術を学ぶ場を提供する。	○				→
(8)幅広い年齢層が参加できる事業の開催	⑫誰もが参加できる事業の開催	31. 福祉講演会を開催する。	○				→
		32. 福祉映画会を開催する。	○				→
		33. みずなみ福祉まつりを開催する。	○				→
	⑬各種事業の開催	34. 幅広い年齢層が参加できる事業を開催する。	○				→
		35. 障がい者を対象としたバリアフリー旅行を開催する。	○				→
		36. 障害について理解を深める事業を実施する。	○				→
(9)子育て支援の充実	⑭児童館における子育て支援の実施	37. 未就園児に対し、遊び場の提供・親子教室を実施する。	○				→
		38. 集団・個別で遊びを提供し、児童の健全育成を図る。	○				→
		39. 移動児童館を実施する。	○				→
		40. 母親クラブの支援をはじめ、親への相談機能の充実を図る。	実施				→

		41. 中高生の居場所づくり事業を実施する。	○						→
基本計画	実施計画	取り組み	実施年度						
			2	3	4	5	6		
	⑮子ども発達支援センターにおける子育て支援の実施	42. 乳幼児対象の「個別療育」を中心とした「児童発達支援事業」を実施する。	○						→
		43. 学齢児対象の「グループ支援」を中心とした「放課後等デイサービス事業」を実施する。	○						→
		44. 児童対象に、子育てや発達に関しての「相談支援事業」を実施し、また、相談しやすい環境を整備する。	○						→
		45. 各関係機関及び児童を対象に「訪問支援」を中心とした「保育所等訪問支援事業」等を実施する。	○						→
		46. 「親の会」とともに、学習会や行事等の「保護者・家族支援」を実施する。	○						→

福祉懇談会では、「人口減少で地区の活動ができない」「近所の人に会わなくなった」「若い人のおしゃべりする場がない」「住民のコミュニケーション不足」「退職後男性の居場所がない」「就学前の子どもの遊び場がない」「コミュニティーセンターがない」「児童館の利用を幅広くしてほしい」などの意見がありました。

基本目標 4 「おたがいさま」のところでともに活動するための体制づくり

○は第3期からの継続

基本計画	実施計画	取り組み	実施年度				
			2	3	4	5	6
(10)地域福祉活動計画の推進と評価	⑩活動計画の進捗状況のチェック	47. 専門部会の中で事業評価を実施し、次期計画に活かす。	○	—	—	—	→
		48. 職員による事業評価を実施し、次期の事業に活かす。	○	—	—	—	→
(11)財源の確保	⑪自主財源の確保	49. 会費の協力を得るため、市民に会費の用途をわかりやすく伝える。	○	—	—	—	→
		50. 共同募金運動の理解を得るPR活動を積極的に実施する。	○	—	—	—	→
		51. 介護サービス事業の経営を安定させるため、利用者拡大に努める。	○	—	—	—	→
	⑫補助金・受託金の確保・各種助成金の活用	52. 指定管理者・受託事業者として、適切な事業実施や運営管理を行うとともに、社協の独自性を行政にアピールする。	○	—	—	—	→
		53. 各種財団等が実施する助成金を活用し、社協事業の財源とする。	○	—	—	—	→
(12)事業実施の体制整備	⑬介護保険事業所の運営	54. 利用者のニーズに応えられるよう、サービス体制の充実を図る。	○	—	—	—	→
		55. 関係機関との連携体制を強化する。	○	—	—	—	→
		56. 利用者のニーズに対応できる人員を確保する。	○	—	—	—	→
	⑭指定管理事業所の運営	57. 利用者のニーズに応えられるよう、サービス体制の充実を図る。	○	—	—	—	→
		58. 関係機関との連携体制を強化する。	○	—	—	—	→
		59. 施設同士の情報交換を密にしながら、特徴を活かした事業を実施する。	○	—	—	—	→
	⑮事務局の体制構築	60. 災害時に対応できるよう、体制の整備・訓練を実施する。	○	—	—	—	→
		61. 瑞浪市と協力して災害ボランティア連絡調整会議を開催する。	実施	—	—	—	→

基本計画	実施計画	取り組み	実施年度				
			2	3	4	5	6
		62. 緊急時の対応や制度外サービスの一つとして、福祉機器の貸出を行う。	○	—	—	—	→
		63. 役職員研修を実施する。	○	—	—	—	→
(13)相談体制の充実	㉒情報を共有し、幅広い相談に対応	64. ボランティア活動に関わる他機関と連携を密にし、ボランティアに関する情報を共有し、幅広い相談に対応する。	○	—	—	—	→
		65. 地域包括支援センターにて、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、総合的な相談に対応する。	実施	—	—	—	→
		66. 生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付制度等を活用し、自立を支援する。	○	—	—	—	→
		67. 心配ごと相談所を運営する。	○	—	—	—	→
(14)広報活動の充実	㉓情報の発信	68. 社協だより、ホームページ等を活用して社協事業、社協施設の周知に努める。	○	—	—	—	→
		69. 音声などによる情報提供に努める。	○	—	—	—	→
		70. 新聞、ケーブルテレビなどを活用し、積極的な情報提供に努める。	○	—	—	—	→

福祉懇談会では、「地域内の情報が伝わりにくい」「福祉サービスについてよく分からない」「ボランティアの大切さを伝える」などの意見がありました。

資料編

○瑞浪市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目 的）

第1条 瑞浪市における地域福祉を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画（以下「活動計画」という）を策定するため地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」と言う）を設置する。

（役 割）

第2条 策定委員会の役割は、活動計画の策定に関することとする。

（委員構成）

第3条 策定委員会の委員は次の各号に掲げる者のうち、15名以内で構成する。

- （1）地域住民団体等の代表
- （2）医療・保健・福祉関係団体等の代表
- （3）行政関係者
- （4）学識経験者
- （5）その他瑞浪市社会福祉協議会会長が必要と認めたもの

2 策定委員は、社会福祉協議会会長がこれを委嘱し、その任期は活動計画の策定をもって終了する。

（運 営）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置く

- 2 委員長及び副委員長は委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

（部 会）

第5条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の部会を設けることができる。

- （1）作業部会
- （2）その他会長が必要と認める部会

- 2 部会は、部会員若干名で構成し、委員長が委嘱する。
- 3 部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。
- 5 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 6 部会員の任期は、当該活動計画の策定をもって終わるものとする。

（関係者の出席）

第6条 委員長が必要と認める時は、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、社会福祉協議会内に置く。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

○策定委員名簿

団体名	委員氏名	備 考
瑞浪市身体障害者福祉協会	小 栗 正 大	
瑞浪市手をつなぐ育成会	山 内 浩 康	
瑞浪市長寿クラブ連合会	鈴 木 久 夫	
市民代表	築 山 さつき	
市民代表	別 府 利 子	
瑞浪市民生委員・児童委員協議会	足 立 賢 治	策定委員長
瑞浪市ボランティア団体連絡協議会	山 口 富 子	
NPO法人 陶宅老所「いちにのさん」	石 井 知 美	
瑞浪市福祉事務所	兼 松 美 昭	
県立サニーヒルズみずなみ	岩 田 守	
瑞浪市学童クラブ連絡協議会	小 池 誠	
土岐医師会	江 口 研	
瑞浪市連合自治会	田 中 定	策定副委員長
東濃保健所	道 添 尚 子	

○作業部会員名簿

所 属 名	氏 名	備 考
事務局長	伊 藤 明 芳	
事務局次長	近 藤 久 美 子	副部会長
子ども発達支援センター	酒 井 由 香	
児童館、児童センター	安 部 由 貴	
ハートピア居宅介護支援事業所	小 出 由 希 子	
ハートピア訪問介護事業所	小 栗 静 代	
障害者デイサービスさくら	請 井 裕 明	
瑞浪南部地域包括支援センター	安 藤 弘 美	
総務係	小田川 洋三	
地域福祉係	山 下 智 弥	部会長
//	山 田 高 敬	

○市民アンケートの実施

市民が考える福祉サービスの利用上の問題・課題、福祉サービスに対するニーズ、地域活動への参加状況、地域活動を通じたコミュニティ形成などについて把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的に、瑞浪市が市民アンケートを実施しました。

①調査対象

- ・20歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人
- ・市内の中学生300人（中学2年生）

②調査期間・方法

平成31年2月～3月

成人：郵送による配布、回収

中学生：学校での直接配布、回収

③配布・回収状況

項目	市民	中学生
有効配布数	1,000件	300件
有効回収数	446件	287件
有効回収率	44.6%	95.7%

④主な結果

（１）社会福祉協議会の認知状況

問37 あなたは、社会福祉協議会を知っていますか。

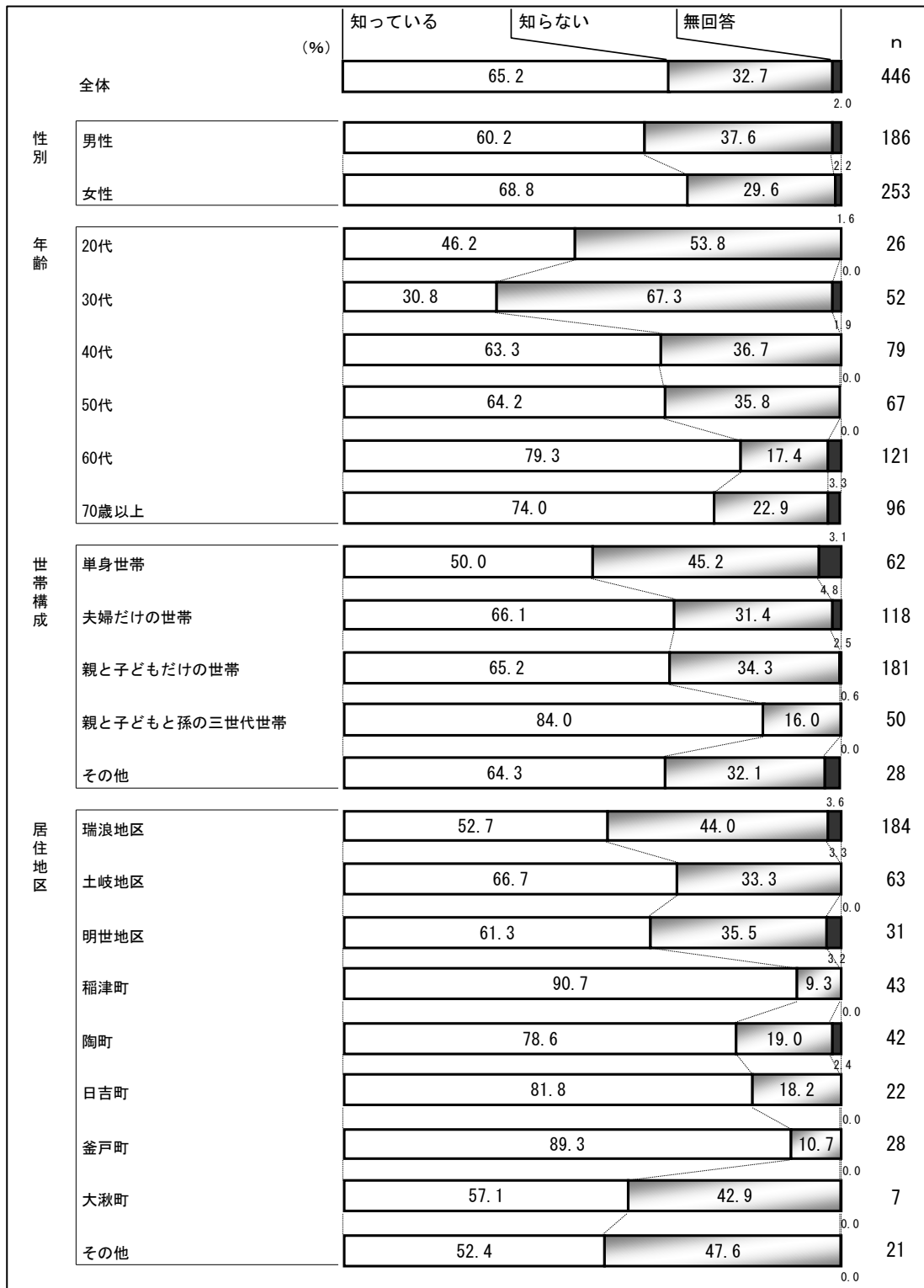


- 「知っている」が6割台半ばを占める。

社会福祉協議会の認知状況は、「知っている」が65.2%、一方、「知らない」が32.7%となっている。

属性別で「知っている」の率をみると、年齢別の60代、70歳以上では7割を超えるのに対し、30代では約3割にとどまるなど、若年層の認知度が低い傾向がみられる。

図表 社会福祉協議会の認知状況



(2) 知っている社会福祉協議会の活動

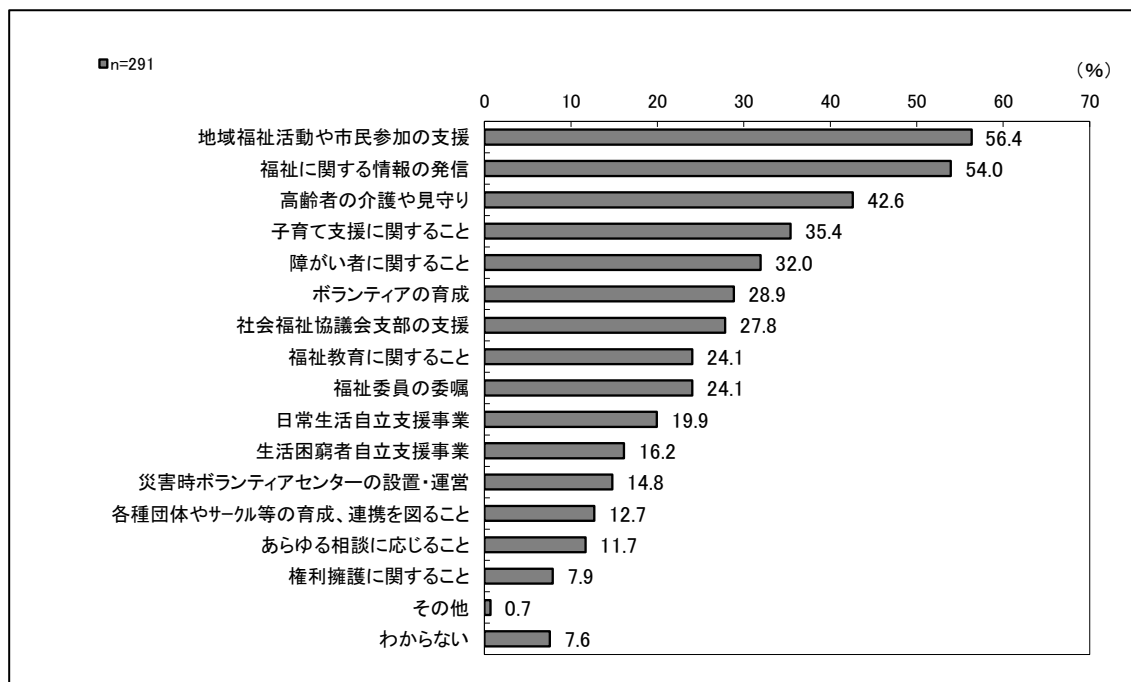
【問37で「1. 知っている」と答えた方のみ】
 問37-1 あなたが知っている瑞浪市社会福祉協議会の活動は次のうちのどれですか。
 【複数回答】

- 「地域福祉活動や市民参加の支援」が第1位、「福祉に関する情報の発信」、「高齢者の介護や見守り」が続く。

問37で「1. 知っている」と答えた方（291名・全体の65.2%）に、社会福祉協議会の活動のうち知っているものをたずねたところ、「地域福祉活動や市民参加の支援」（56.4%）が第1位、次いで、「福祉に関する情報の発信」（54.0%）、「高齢者の介護や見守り」（42.6%）、「子育て支援に関すること」（35.4%）、「障がい者に関すること」（32.0%）、「ボランティアの育成」（28.9%）、「社会福祉協議会支部の支援」（27.8%）、「福祉教育に関すること」・「福祉委員の委嘱」（同率 24.1%）、「日常生活自立支援事業」（19.9%）、「生活困窮者自立支援事業」（16.2%）、「災害時ボランティアセンターの設置・運営」（14.8%）、「各種団体やサークル等の育成、連携を図ること」（12.7%）、「あらゆる相談に応じること」（11.7%）、「権利擁護に関すること」（7.9%）となっている。

属性別でみると、各層において、市社協の活動に対する認知状況は多様である。

図表 知っている社会福祉協議会の活動（全体／複数回答）



図表 知っている社会福祉協議会の活動（全体、属性別／複数回答）

（上位３位、単位：％）

		第１位	第２位	第３位
全体		地域福祉活動や市民参加の支援 56.4	福祉に関する情報の発信 54.0	高齢者の介護や見守り 42.6
性別	男性	地域福祉活動や市民参加の支援 64.3	福祉に関する情報の発信 53.6	障がい者に関すること 40.2
	女性	福祉に関する情報の発信 53.4	地域福祉活動や市民参加の支援 51.7	高齢者の介護や見守り 45.4
年齢	20代	地域福祉活動や市民参加の支援／福祉に関する情報の発信 41.7		ボランティアの育成／障がい者に関すること 33.3
	30代	地域福祉活動や市民参加の支援 56.3	子育て支援に関すること 50.0	福祉教育に関すること／福祉に関する情報の発信／高齢者の介護や見守り 37.5
	40代	地域福祉活動や市民参加の支援 58.0	福祉に関する情報の発信 56.0	子育て支援に関すること 38.0
	50代	地域福祉活動や市民参加の支援 55.8	福祉に関する情報の発信 53.5	高齢者の介護や見守り 44.2
	60代	福祉に関する情報の発信 60.4	地域福祉活動や市民参加の支援 59.4	高齢者の介護や見守り 44.8
	70歳以上	地域福祉活動や市民参加の支援／高齢者の介護や見守り 54.9		福祉に関する情報の発信 49.3
世帯構成	単身世帯	地域福祉活動や市民参加の支援／高齢者の介護や見守り／障がい者に関すること 54.8		
	夫婦だけの世帯	福祉に関する情報の発信 53.8	地域福祉活動や市民参加の支援 51.3	高齢者の介護や見守り 44.9
	親と子どもだけの世帯	地域福祉活動や市民参加の支援 58.5	福祉に関する情報の発信 57.6	高齢者の介護や見守り 41.5
	親と子どもと孫の三世帯世帯	地域福祉活動や市民参加の支援 64.3	福祉に関する情報の発信 54.8	ボランティアの育成／高齢者の介護や見守り／子育て支援に関すること 33.3
	その他	地域福祉活動や市民参加の支援／高齢者の介護や見守り 50.0		福祉に関する情報の発信 44.4
居住地区	瑞浪地区	福祉に関する情報の発信 56.7	地域福祉活動や市民参加の支援 53.6	高齢者の介護や見守り 43.3
	土岐地区	地域福祉活動や市民参加の支援 59.5	福祉に関する情報の発信 54.8	子育て支援に関すること 40.5
	明世地区	地域福祉活動や市民参加の支援／福祉に関する情報の発信 68.4		高齢者の介護や見守り 63.2
	稲津町	地域福祉活動や市民参加の支援／福祉に関する情報の発信 46.2		子育て支援に関すること 41.0
	陶町	地域福祉活動や市民参加の支援 63.6	高齢者の介護や見守り 48.5	福祉に関する情報の発信 42.4
	日吉町	福祉に関する情報の発信 66.7	地域福祉活動や市民参加の支援 61.1	高齢者の介護や見守り／障がい者に関すること／子育て支援に関すること 44.4
	釜戸町	地域福祉活動や市民参加の支援 48.0	社会福祉協議会支部の支援 44.0	福祉に関する情報の発信 40.0
	大湫町	地域福祉活動や市民参加の支援／福祉教育に関すること／福祉に関する情報の発信 50.0		
	その他	地域福祉活動や市民参加の支援 81.8	福祉に関する情報の発信 72.7	高齢者の介護や見守り／子育て支援に関すること 45.5

(3) 社会福祉協議会の利用状況

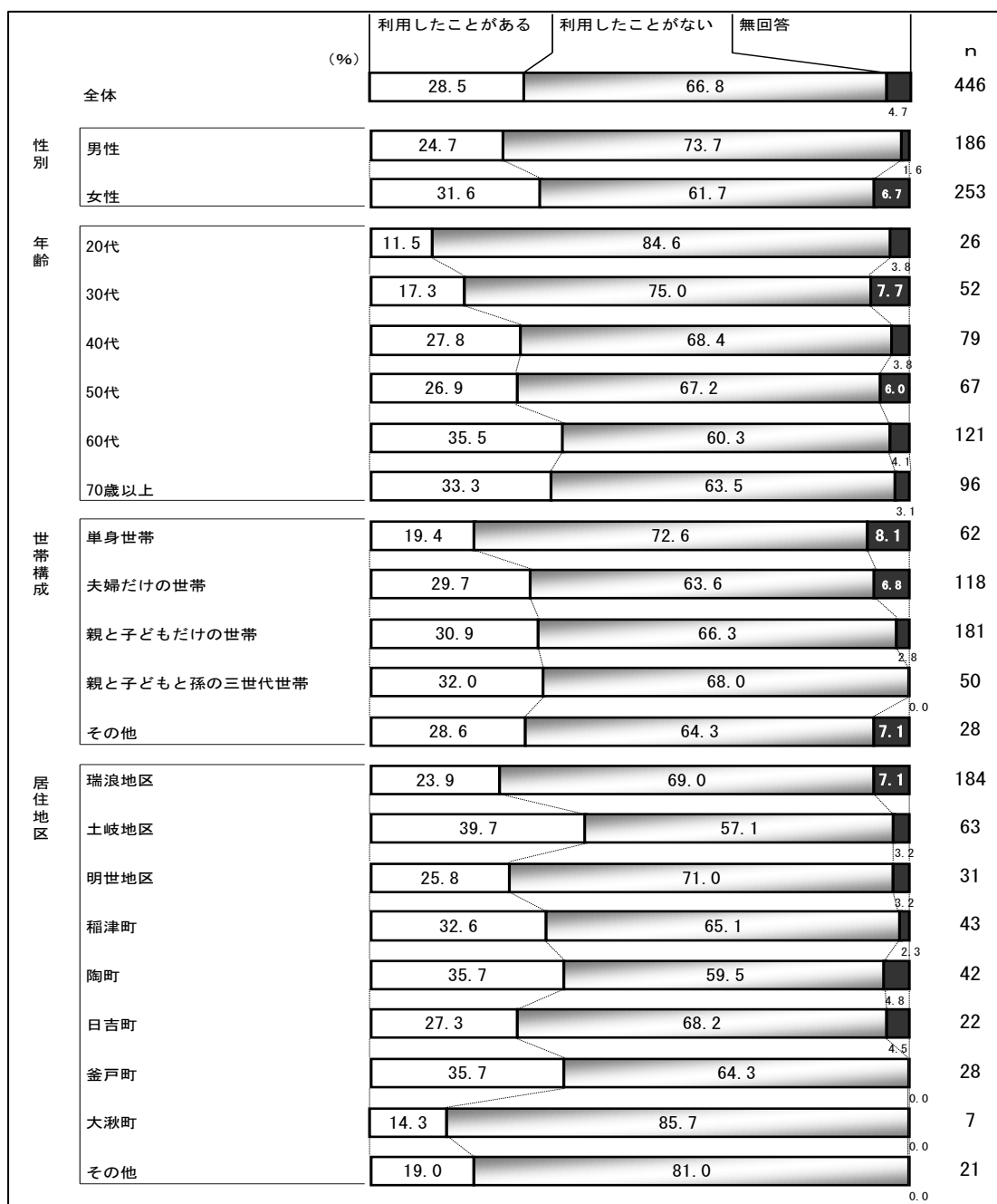
問 38 あなたは、社会福祉協議会を利用したことがありますか。

- 「利用したことがない」が7割弱を占める。

社会福祉協議会の利用状況は、「利用したことがない」が66.8%、一方、「利用したことがある」が28.5%となっている。

属性別でみると、年齢別では、概ね年齢層の高さに比例して、利用度が高くなる傾向がみられる。

図表 社会福祉協議会の利用状況



(4) どのようなことで利用したか

【問 38 で「1. 利用したことがある」と答えた方のみ】
問 38-1 どのようなことで利用されましたか。【複数回答】

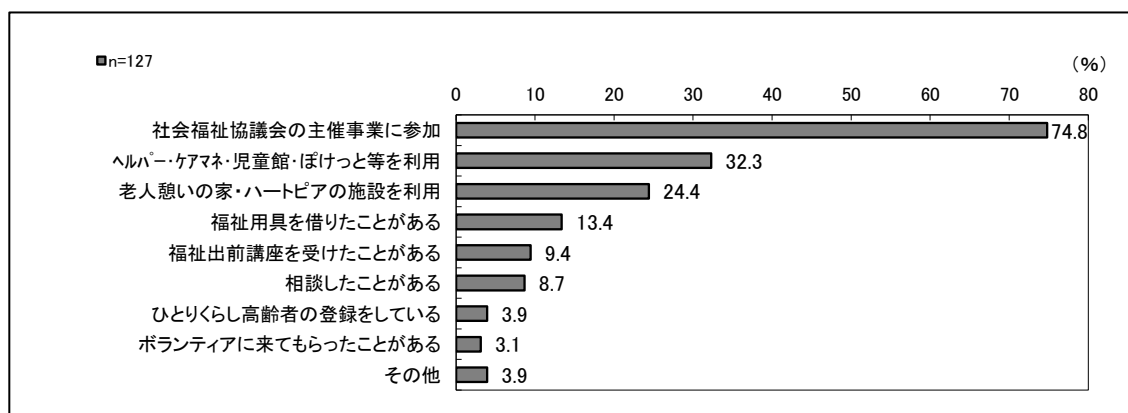


- 「社会福祉協議会の主催事業に参加」が他を引き離して第1位。

問 38 で「1. 利用したことがある」と答えた方（127 名・全体の 28.5％）に、どのようなことで利用したかたずねたところ、「社会福祉協議会の主催事業に参加」（74.8％）が第1位、次いで、「ヘルパー・ケアマネ・児童館・ぽけっと等を利用」（32.3％）、「老人憩いの家・ハートピアの施設を利用」（24.4％）、「福祉用具を借りたことがある」（13.4％）、「福祉出前講座を受けたことがある」（9.4％）、「相談したことがある」（8.7％）、「ひとり暮らし高齢者の登録をしている」（3.9％）、「ボランティアに来てもらったことがある」（3.1％）となっている。

属性別でも、ほとんどの層で「社会福祉協議会の主催事業に参加」が第1位となっている。（居住地区別の日吉町では「ヘルパー・ケアマネ・児童館・ぽけっと等を利用」が第1位）

図表 どのようなことで利用したか（全体／複数回答）



図表 どのようなことで利用したか（全体、属性別／複数回答）（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		社会福祉協議会の主催事業に参加 74.8	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 32.3	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 24.4
性別	男性	社会福祉協議会の主催事業に参加 76.1	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 26.1	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 21.7
	女性	社会福祉協議会の主催事業に参加 73.8	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 36.3	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 25.0
年齢	20代	社会福祉協議会の主催事業に参加 66.7	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 33.3	
	30代	社会福祉協議会の主催事業に参加 77.8	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 55.6	
	40代	社会福祉協議会の主催事業に参加 68.2	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 45.5	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用／相談したことがある 13.6
	50代	社会福祉協議会の主催事業に参加 66.7	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用／老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 33.3	
	60代	社会福祉協議会の主催事業に参加 81.4	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 27.9	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 25.6
	70歳以上	社会福祉協議会の主催事業に参加 75.0	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用／老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 28.1	
世帯構成	単身世帯	社会福祉協議会の主催事業に参加 58.3	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 33.3	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 16.7
	夫婦だけの世帯	社会福祉協議会の主催事業に参加 74.3	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用／老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 22.9	
	親と子どもだけの世帯	社会福祉協議会の主催事業に参加 78.6	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 33.9	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 28.6
	親と子どもと孫の三世帯世帯	社会福祉協議会の主催事業に参加 81.3	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 37.5	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 25.0
	その他	社会福祉協議会の主催事業に参加 62.5	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 50.0	福祉用具を借りたことがある 37.5
居住地区	瑞浪地区	社会福祉協議会の主催事業に参加 70.5	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用／老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 29.5	
	土岐地区	社会福祉協議会の主催事業に参加 80.0	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 36.0	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 24.0
	明世地区	社会福祉協議会の主催事業に参加 62.5	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用／福祉用具を借りたことがある 37.5	
	稲津町	社会福祉協議会の主催事業に参加 78.6	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 35.7	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用／福祉出前講座を受けたことがある 21.4
	陶町	社会福祉協議会の主催事業に参加 80.0	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 40.0	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 20.0
	日吉町	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用 50.0	社会福祉協議会の主催事業に参加 33.3	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用／福祉用具を借りたことがある／ボランティアに来てもらったことがある 16.7
	釜戸町	社会福祉協議会の主催事業に参加 100.0	老人憩いの家・ハートピアの施設を利用 30.0	福祉出前講座を受けたことがある 20.0
	大湫町	社会福祉協議会の主催事業に参加 100.0		
	その他	社会福祉協議会の主催事業に参加 75.0	福祉用具を借りたことがある 50.0	ヘルパ―・ケアマネ・児童館・ほけっと等を利用／老人憩いの家・ハートピアの施設を利用／福祉出前講座を受けたことがある 25.0

（５）現在の社会福祉協議会について

問 39 あなたは、現在の社会福祉協議会についてどう思われますか。

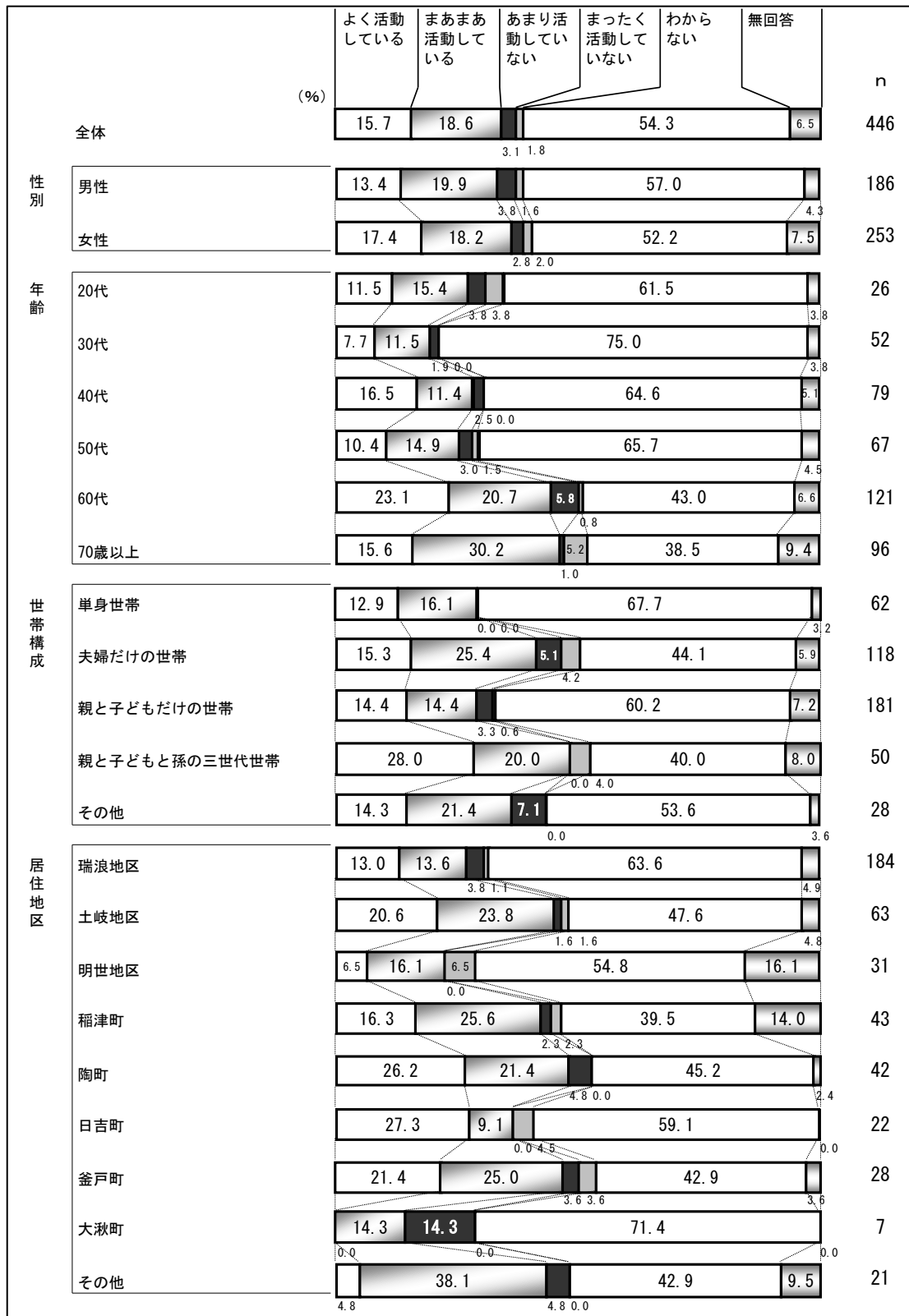


- “活動している” が3割台半ばを占める。

現在の社会福祉協議会についてどう思っているかたずねたところ、「まあまあ活動している」（18.6％）が最も多く、これに「よく活動している」（15.7％）を合わせた“活動している”は34.3％となっている。一方、活動していない」（「あまり活動していない」（3.1％）と「まったく活動していない」（1.8％）の合計）は4.9％となっている。なお、「わからない」は54.3％となっている。

属性別でみると、年齢別では、比較的高い年齢層ほど、市社協の活動を高く評価していることが伺える。

図表 現在の社会福祉協議会について



（６）社会福祉協議会に期待すること

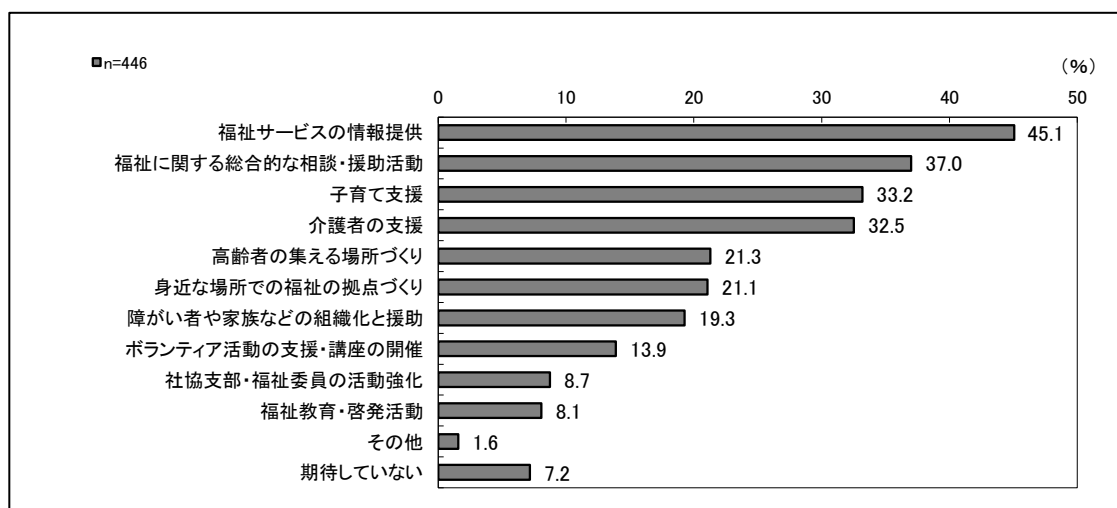
問 40 あなたが社会福祉協議会に期待することは何ですか。【複数回答】

- 「福祉サービスの情報提供」が第１位、「福祉に関する総合的な相談・援助活動」、「子育て支援」が続く。

社会福祉協議会に期待することは、「福祉サービスの情報提供」（45.1％）が第１位、次いで、「福祉に関する総合的な相談・援助活動」（37.0％）、「子育て支援」（33.2％）、「介護者の支援」（32.5％）、「高齢者の集える場所づくり」（21.3％）、「身近な場所での福祉の拠点づくり」（21.1％）、「障がい者や家族などの組織化と援助」（19.3％）、「ボランティア活動の支援・講座の開催」（13.9％）、「社協支部・福祉委員の活動強化」（8.7％）、「福祉教育・啓発活動」（8.1％）となっている。なお、「期待していない」は7.2％となっている。

属性別でみると、年齢別の40代以下では「子育て支援」、50代以上では「福祉サービスの情報提供」がそれぞれ第１位となっており、年齢層によって市社協に期待する内容は異なることが伺える。

図表 社会福祉協議会に期待すること（全体／複数回答）



図表 社会福祉協議会に期待すること（全体、属性別／複数回答）

（上位 3 位、単位：％）

		第 1 位	第 2 位	第 3 位
全体		福祉サービスの情報提供 45.1	福祉に関する総合的な相談・援助活動 37.0	子育て支援 33.2
性別	男性	福祉サービスの情報提供 45.2	福祉に関する総合的な相談・援助活動 36.6	介護者の支援 31.7
	女性	福祉サービスの情報提供 45.8	福祉に関する総合的な相談・援助活動／子育て支援 37.5	
年齢	20 代	子育て支援 50.0	介護者の支援 26.9	福祉に関する総合的な相談・援助活動 19.2
	30 代	子育て支援 65.4	福祉サービスの情報提供 30.8	福祉に関する総合的な相談・援助活動／介護者の支援 25.0
	40 代	子育て支援 41.8	福祉に関する総合的な相談・援助活動 39.2	福祉サービスの情報提供 34.2
	50 代	福祉サービスの情報提供 47.8	福祉に関する総合的な相談・援助活動 41.8	介護者の支援 34.3
	60 代	福祉サービスの情報提供 59.5	福祉に関する総合的な相談・援助活動 44.6	介護者の支援 38.0
	70 歳以上	福祉サービスの情報提供 51.0	福祉に関する総合的な相談・援助活動 34.4	介護者の支援 29.2
世帯構成	単身世帯	福祉サービスの情報提供 43.5	福祉に関する総合的な相談・援助活動 38.7	介護者の支援 29.0
	夫婦だけの世帯	福祉サービスの情報提供 50.0	福祉に関する総合的な相談・援助活動 42.4	子育て支援 33.1
	親と子どもだけの世帯	福祉サービスの情報提供 40.3	子育て支援 38.7	介護者の支援 33.7
	親と子どもと孫の三世帯世帯	福祉サービスの情報提供 48.0	福祉に関する総合的な相談・援助活動 46.0	子育て支援 40.0
	その他	福祉サービスの情報提供 57.1	介護者の支援 35.7	福祉に関する総合的な相談・援助活動 28.6
居住地区	瑞浪地区	福祉サービスの情報提供 43.5	介護者の支援 35.9	福祉に関する総合的な相談・援助活動 35.3
	土岐地区	福祉サービスの情報提供 41.3	福祉に関する総合的な相談・援助活動 39.7	子育て支援 34.9
	明世地区	福祉サービスの情報提供 54.8	福祉に関する総合的な相談・援助活動 51.6	介護者の支援 35.5
	稲津町	福祉サービスの情報提供 44.2	福祉に関する総合的な相談・援助活動 32.6	介護者の支援／子育て支援 30.2
	陶町	福祉に関する総合的な相談・援助活動／子育て支援 47.6		福祉サービスの情報提供 42.9
	日吉町	福祉サービスの情報提供 59.1	福祉に関する総合的な相談・援助活動 50.0	介護者の支援 45.5
	釜戸町	福祉サービスの情報提供 46.4	高齢者の集える場所づくり 28.6	身近な場所での福祉の拠点づくり／福祉に関する総合的な相談・援助活動／介護者の支援 21.4
	大湫町	子育て支援 57.1	福祉サービスの情報提供 28.6	身近な場所での福祉の拠点づくり／高齢者の集える場所づくり／介護者の支援／障がい者や家族などの組織化と援助 14.3
	その他	福祉サービスの情報提供 57.1	子育て支援 38.1	福祉に関する総合的な相談・援助活動／介護者の支援 33.3

○団体ヒアリング

-団体ヒアリングでみえてきた課題等-

ボランティア連絡協議会 (ボラ連)	課題 ・ ボランティア活動は楽しいが、役員が回ってくるのは勘弁してほしい。 ・ どの団体も、新規加入者がいないため、平均年齢が上がってきた。 ・ 情報交換、他団体との連携・ネットワークは必要だと思う。 協働意識 ・ 市民の参加意識が低いように思われる。 自由意見 ・ 人の心を変えるのはとても難しいが、ボランティアの必要性を理解してもらいたい。 ・ 活動の拠点は、ハートピアがあるので安心。
学童保育連絡協議会	すずめっこ学童クラブ 課題 ・ 活動を担う人材・マンパワー 協働意識 ・ 住民と行政の双方が意識を変えることが必要だと思う。 必要なこと ・ 市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する。 ・ 住民・地域の意見を聞く機会を充実させる。 ・ 地域の自主性に任せる事業を増やす。（地域への事業委託、自主事業の拡大など） ・ 歩道の段差（特に切れ目）を解消し、高齢者、小さいお子さん（乳幼児時期、ベビーカーにのるくらい、歩き始め）に優しい歩道づくり。 あひる学童クラブ 課題 ・ 活動を担う人材・マンパワー ・ 情報・他団体との連携・ネットワーク 協働意識 ・ 住民と行政の協働意識としてどちらか一方の意見に左右されないこと。 必要なこと ・ 学童保育に関しては、親の要望ばかりに目を向けがちですが、現場で働く者の意見、想い、現状をきちんと伝える機会を大切にいただけると有り難いです。働く親のニーズは様々で要求はどんどん大きくなっていくと思います。園の無償化で、現場はさらに大変になっていくと感じます。その流れで学童も同じような考えに流れてほしくないです。親と子の時間を確保していく、子どもが早く親のもとに帰れるような支援ができるといいです。

	つばめ学童クラブ 課題 ・活動を担う人材・マンパワー ・構成員の高齢化 ・情報・他団体との連携・ネットワーク 協働意識 ・住民と行政の双方が意識を変えることが必要だと思う 必要なこと ・地域活動団体同士の交流促進や研修を行う ・住民・地域の意見を聞く機会を充実させる ・ボランティア団体・NPO等の団体・組織の育成・支援を充実させる 自由意見 ・ホタルを育成研究されている方の協力のもと、毎年ホタルの鑑賞会・勉強会を行っている。 ・毎年行うことで、児童・保護者のホタルへの関心が高まり、育成への理解・協力へとつながっている。
	ぺんぎん学童クラブ 課題 ・活動を担う人材・マンパワー ・情報・他団体との連携・ネットワーク 協働意識 ・住民と行政の協働意識として稲津町の中で双方が前向きに進められていると思う。 必要なこと ・地域活動団体同士の交流促進や研修を行う。 ・ボランティア団体・NPO等の団体・組織の育成・支援を充実させる。 自由意見 ・公園等子どもたちが、遊び安心して過ごせる場所づくりもまちづくりの一つとして考えてはどうか。 ・公民館行事や文化祭等に参加・協力させていただく中で、保護者や子どもたちが地域とふれあう。（関わるができる）
	かるがも学童クラブ 課題 ・活動を担う人材・マンパワー 必要なこと ・地域活動の拠点を充実させる。（公民館・集会所等の機能充実など） ・地域活動団体同士の交流促進や研修を行う。 ・住民・地域の意見を聞く機会を充実させる。 ・町全体で子どもの成長を見守る。

	ひばり学童クラブ 課題 ・ 活動の財源確保 ・ 活動を担う人材・マンパワー 協働意識 ・ 行政（職員）の意識を変えることが必要だと思う。 必要なこと ・ 地域活動の拠点を充実させる。（公民館・集会所等の機能充実など） ・ 市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する。 ・ 住民・地域の意見を聞く機会を充実させる。 自由意見 ・ 教育に力を入れる自治体であれば、指導員の配置等すべて自治体で管理・運営してほしい。 ・ 季節学童とはいえ、上記の負担を保護者が行わず市内学童保育の中でばらつきのない環境を確保してほしい。 ・ 自治体で制度化してもらって直営の学童保育をお願いしたいです。
	ひまわりハウス（NPO法人東濃こどもレスキューミッションJスペース） 課題 ・ 活動の財源確保 ・ 活動拠点・施設の設備 協働意識 ・ 住民と行政として協働意識をもっている。 必要なこと ・ 住民・地域の意見を聞く機会を充実させる。 自由意見 ・ 行政とよりよくするための話し合いができるとよい。 ・ 学校後の時間の過ごし方に安全を提供できている。
瑞浪市子ども会連合会	課題 ・ 活動の財源確保 ・ 活動を担う人材・マンパワー ・ 活動拠点・施設の設備 協働意識 ・ 住民と行政の双方が意識を変えることが必要だと思う。 必要なこと ・ ボランティア団体・NPO等の団体・組織の育成・支援を充実させる。 自由意見

	・子どもが参加することによって地域が盛り上がる。 ・子どもたちも地域とのつながりができ、地域愛につながる。 ・少子化による子ども会の存続（特に単位子ども会） ・子どもが少なく活動が困難 ・ジュニアリーダーの育成（現在0人）
瑞浪市子ども発達支援センター ぽけっと親の会	協働意識 ・住民と行政の双方が意識を変えることが必要だと思う。 必要なこと ・市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する。 ・住民・地域の意見を聞く機会を充実させる。 自由意見 ・地域での子育てや生活が充実するように。 ・親の会や支援センターが地域の人たちに理解されるように。
瑞浪市長寿クラブ連合会	課題 ・活動の財源確保 ・活動を担う人材・マンパワー ・役員のなり手が少ない。 協働意識 ・住民と行政の双方が意識を変えることが必要だと思う。 必要なこと ・活動状況を行政から発信する。 自由意見 ・社会貢献により生きがいを感じることができる。 ・みんなで集まり、活動することによってコミュニケーションが取れる。 ・各まちづくりとの活動による美化活動 ・高齢者の方が集まる時に交通が不便なため、免許返納等により、集まるための手段が少ない。 ・高齢者が外へ出る機会が減少、参加しにくい。
社会福祉協議会支部連絡協議会	課題 ・支部長の後任がいらない。 ・福祉委員が名前だけになって参加してくれない。 ・他団体との協力体制 ・高齢者が増え、地域ぐるみで助け合う必要性はわかっているが、体制が作れない。 ・市民の参加意識 ・福祉委員の高齢化（65歳以下は仕事を持ち活動できない） ・個人情報の壁 ・活動のマンネリ化 必要なこと ・コミュニティセンターがない地区に拠点が必要。

	・社協がもう少し手を貸してほしい。（事務的なこと） ・社協主導で引っ張ってほしい。
瑞浪市手をつなぐ育成会	課題 ・活動を担う人材・マンパワー ・構成員の高齢化 ・会員の減少 ・団体の啓蒙活動 協働意識 ・常に協働意識の改善は必要 必要なこと ・地域活動団体同士の交流促進や研修を行う。 ・市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する。 ・ボランティア団体・NPO等の団体・組織の育成・支援を充実させる。
瑞浪市民生委員・児童委員協議会	課題 ・活動のマンネリ化 ・活動を担う人材・マンパワー ・情報・他団体との連携・ネットワーク ・地域住民と知り合いになる。 ・地域住民の情報を集める。 必要なこと ・地域活動の拠点を充実させる。（公民館・集会所等の機能充実など） ・住民・地域の意見を聞く機会を充実させる。 ・避難行動要支援者名簿を機能させる。 ・避難行動要支援者名簿を使った防災訓練
瑞浪市身体障害者福祉協会	課題 ・活動を担う人材・マンパワー ・構成員の高齢化 協働意識 ・住民の意識を変えることが必要 必要なこと ・住民、地域の声を聞く機会を充実させる。 自由意見 ・協会への加入者が少ない。 ・年々会員数が減っている。 ・協会役員の担い手がいらない。 ・身体障がい者の情報がない。

レインボーハート	(16～20 歳くらいの障がい児の母親)
	課題 ・子どもたちの働く場所がない。 ・親亡き後の心配。不動産などの財産（山・田んぼ）を子どもに残しても維持できないのでどうすればいいか？ ・運転免許証が取れないので移動手段に困る。デマンドバスは家まで来てくれない。 知的障がいでも使いやすいバス。 ・コミュニティバスが電車の時間と合わないので利用しづらい。 自由意見 ・健全者と一緒に働く場所がほしい。 ・市役所や社協が率先して障がい者を雇用してほしい。（身体障がいだけでなく、知的や精神でも得意分野がある） ・グループホーム（サービス付き高齢者住宅の障がい者版）などができるといい。 ・丁寧に教えてもらえばできることはたくさんある。

○福祉懇談会からみえてきたこと

* 参加者がグループに分かれて、「地域の課題」「課題を解決するために何が必要か」「課題を解決するために自分ができること、やるべきこと」について意見を出し合いました。

課題
・高齢者の増加（ひとり暮らし、老々世帯）
・高齢者の孤立（居場所がない）
・移動の問題（買い物難民、医療難民）
・自分から助けてといえない。
・地域の医院がなくなったら無医村になる。
・交通費が高い。（バス、タクシー）
・自治会の役を引き受ける人がいない。（役が多すぎる、仕事が多すぎる）
・地域でのつながりが希薄
・地域の行事ができない。（草刈り、おまつり）
・文化の継承ができない。
・自治会加入者の減少
・自治会と子ども会の関わり方が難しい。（自治会未加入の子ども）
・外国人との関わり方（ゴミ出しのルール等）
・障がい者がどこにいるのか？情報が入ってこない。（個人情報の壁）
・子どもの減少（中学校の統合）

・子どもの居場所がない。（児童館、学童クラブ）
・人口の減少（若者がいない、空き家が増えた）
・ひきこもりの人が増えた。（8050 問題）
・家族の関係が希薄（子どもが親の面倒をみない）
・地場産業の衰退
・自覚がない。（俺は若い、ほっといてくれ）
・若者が働く場がない、だから出ていく。
・コミュニティセンター、集会所など拠点が無い。
・若者の仲間づくりができない。（ママ友など）
・害獣の増加（熊、イノシシ、キツネ、タヌキ、ハクビシンなど）
・結婚しない人が増加（少子化）
・ボランティアも高齢になり活動ができなくなってきた。
・外国人観光客の増加（宿泊施設、お店がない）
・民生委員、福祉委員としてどこまで関わればいいのか分からない。
・新しく自治会に加入しようと思うと、負担金が高い。

何が必要か
・移動販売、生協、ネット通販の利用
・往診してくれる医者
・遠隔医療の発達
・ネット環境の充実
・免許証返納者への補助
・デマンドバス、コミュニティバスの充実
・若者が働く場所
・子どもは親の面倒をみる。
・利用しやすい交通機関（料金、時間帯）
・近所づき合い
・観光客向け宿泊施設、土産店
・若い人を呼び込む、定住者には手厚い補助
・介護施設、スポーツ施設を市街地ではなく山間部に作る。（働く場所もできる）
・空き家をリノベーションして若者が住みたくする住宅にする。
・幼稚園の送迎バス
・婚活パーティー（結婚生活のよさをアピールする）
・住民が仲良くなれる行事
・駅前の活性化
・商店街の活性化
・気軽にしゃべりできる場所（いきいきサロン、ママカフェ）

・コミュニティセンター（行政と住民のパイプ役）
・SNS を利用して若者を呼び込む。（インスタ映えする名所を作る）
・高齢者向けシェアハウス
・高齢者同士で支え合う。
・昔ながらのおせっかいお婆さんの復活
・自分から積極的に仲間づくりの場に参加する。
・「助けて」と声を出す。
・「助けて」にすぐ対応できる場所・人
・ボランティアや自治会の役をやっている人を見下さない。
・児童館、学童保育
・ゴミ集積所を増やす。（自分でできることが増える）
・空き家を行政が買い上げ、地域に無償で貸し出す。
・規制緩和（児童館の利用方法、個人情報保護）
・大企業を誘致し働く場所を確保
・高齢者世帯は、離れた親族でなく、近所の人を頼りにし、緊急時用にカギを預ける。
・健康寿命を延ばすような活動

自らができること・やるべきこと
・三世代交流事業を企画する。
・中学校が統合したことをプラスにとらえ、他地区の子どもを呼び込む。
・近所の人に出会ったら声をかける。
・進んで外に出る。
・「助けて」という。
・自己管理をする。（認知症予防）
・人の世話になることを気にしない。
・インターネットを利用できるように勉強する。
・市外に出てしまった人にも瑞浪市の情報が届くようにする。
・空き家を若者に貸し出す。
・特産物の開発をする。
・自分の家の周りをきれいに保ち、観光客に楽しんでもらう。
・若者に、伝統芸能・技術を伝承する。
・情報交換できる場を提供する。
・地域の草取り・花づくりなどの環境美化に協力する。
・玄関に「元気ですよ」の旗を掲げる。
・生前整理、終活
・ボランティアで配食サービスをする。
・SNS を活用する。（使いこなせるようにする）

・自分でできることは進んでやる。
・地域のつながりの必要性を若者（息子たち）に伝えていく。
・困っている人には声をかける。
・声をかけられたら拒まない。
・その人の個性を尊重する。
・自分の身は自分で守る。
・世話焼きをする。
・役を受けたら最後まで責任をもつ。
・地域の会議に積極的に参加し、問題意識をもつ。
・市内には、高校・大学がある。協力して活性化する。
・子どものころからゴルフに親しみを持たせ、プロを育成することで街が活性化する。
・先進地見学をし、いいところを取り入れて実行する。
・顔を合わせる機会を増やす。（ラジオ体操、ワンコインカフェ、いきいきサロンなど）
・イベントに参加したらタクシーチケットがもらえるなどの企画をする。

福祉懇談会実施表

地 区	日 時	会 場
日 吉 地 区	7 月 24 日（水）	日吉公民館
大 湫 地 区	7 月 25 日（木）	大湫公民館
釜 戸 地 区	7 月 30 日（火）	釜戸公民館
瑞 浪 地 区	7 月 31 日（水）	西分庁舎 1 階会議室
明 世 地 区	8 月 1 日（木）	市民体育館 2 階研修室
稲 津 地 区	8 月 5 日（月）	稲津公民館
土 岐 地 区	8 月 6 日（火）	消防防災センター
陶 地 区	8 月 7 日（水）	陶公民館

○用語説明

あ行

【生きがい対応型デイサービスセンター】

外出する機会が少ない高齢者を対象に、健康チェック、食事サービス、入浴、レクリエーションを通じて交流を図り、健康を維持し、社会参加ができるよう支援します。市内に2ヶ所設置されています。利用については、高齢福祉課に申し込みが必要になります。（介護保険認定者は対象外）

【移動児童館】

児童館の設置されていない地域に、児童館の職員が出かけて行き、地域の児童や親子を対象に遊びの場を提供し、子育て支援を行なうものです。

【音訳】

文字を音声に訳すもので、主に視覚障がい者が情報を得る手段の一つです。書かれている文字を書かれているとおりに音声に置き換えるもので、情感を込めて読む朗読とは異なります。

ボランティア「ともしび会」が、広報みずなみや社協だよりなどの音訳CDを作成しています。

か行

【会費（社協会費）】

地域福祉活動に要する財源として、市民の皆様や企業、団体からご協力いただいています。
（一般会費1口500円、2口加入推進・特別会費3,000円以上・賛助会費3,000円以上）

【共同募金】

県内の子どもたち、高齢者、障がい者などを支援する様々な福祉活動や災害支援に役立てられています。社会福祉協議会へも事業費として配分され、社協の活動財源となっています。

【居宅介護支援事業】

要支援・要介護認定を受けた方が、居宅介護サービスの利用を希望された場合にどのような介護サービスが必要か、本人、家族と面談を行い、本人の身体状況や家庭環境、要望等を十分に考慮し介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

【傾聴】

相手の話を否定しないで受け止めて聴くという聴き方で、良い人間関係を作るためのコミュニケーション技術の一つです。傾聴ボランティア「ダンボ」が施設や個人のお宅で活動しています。

【子ども発達支援センター ぽけっと】

発達に遅れや障がいのある児童に対し、早期に関わりを持ち、親子への支援を行なう施設です。

さ行

【指定管理】

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的とする制度のことです。

【児童館・児童センター】

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにするための施設です。また、乳幼児を対象とした親子教室や子育て相談なども実施しています。市内に4ヶ所設置されています。

【児童健全育成事業】

「すべての子どもの生活の保全と情緒の安定を図って、一人ひとりの個性と発達段階に応じて、全人格的に健やかに育てる」ための事業です。主に市が担当していますが、児童館でも重要事業として取り組んでいます。

【支部社協（社会福祉協議会支部）】

地域住民により近いところで福祉活動を行なうために、各小学校区を単位として設置されています。この組織は、民生委員、児童委員、自治会役員、福祉委員を中心に、地域の様々な団体に構成されています。

【主任児童委員】

児童福祉に関する事項を専門的に担当する方で、特に児童福祉関係機関や教育機関、児童健全育成に関する団体との連絡・連携を取るなどのパイプ役としての役割を持っています。

【手話】

ことばの意味・内容を、手指の動き・表情・動作などで具体的に表していく「視覚的なことば」で、聴覚障がい者（ろう者）のコミュニケーション方法の一つです。

手話サークル「あすなろ」が活動しています。

【障害者デイサービスセンター さくら】

身体障がい者や知的障がいの方が利用される施設です。機能・作業・社会適応訓練創作活動など、個々のレベルに合わせた支援を行い、自立の促進や生活の質の向上を目指しています。

た行

【団体ヒアリング】

瑞浪市内で各分野における活動団体が抱えている課題やニーズを把握することを目的とした、聞き取り調査です。

【地域包括支援センター】

介護保険法で定められた、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行なう機関です。南部、北部の2ヶ所があります。

【中高生の居場所づくり事業】

地域の中で「居場所」を提供し、様々な価値観に触れて、コミュニケーション力を高めることで、青少年の自立を促すことを目的とした事業です。樽上児童センターで実施しています。

【点訳】

文字を点字（仮名文字を6つの点で表記したもの）に置き換えるもので、視覚障がい者が情報を得る手段の一つです。

ボランティア「てんやく瑞浪」がバスの時刻表や選挙の候補者名簿などを作成しています。

は行

【バリアフリー】

高齢者や障がいのある方の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心身的なすべての障壁の除去という意味です。段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に物理的な配慮をすることでも使われます。

【福祉委員】

地域住民が主体となって地域の困りごとや課題を発見し、それらを解決していくことで、安心して暮らすことのできる地域づくりの実現のため、各地区に福祉委員が設置されています。主に、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、ふれあい事業、居場所づくり事業を担っています。自治会や民生委員児童委員などと連携をとりあって地域福祉活動をすすめています。

【福祉協力校】

小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、日常の身近な福祉活動を進める中で、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動や社会連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭や地域で福祉の心を深めるような教育の実践・研究を行なうことを目的とします。市内の全小・中・高校を協力校として指定しています。

【福祉懇談会】

自分たちの暮らすまち、より良い福祉のまちづくりをみんなで考えるために、その地域に住む様々な立場の方から意見を伺い、地域の実情や福祉ニーズを把握するものです。

【福祉人材マップ】

幅広い市民にボランティア活動に参加いただこうと、趣味や特技を登録していただくものです。ふれあいいきいきサロン等に紹介し活動していただいています。

【ふれあいいきいきサロン】

誰でも参加できる、地域での仲間づくり、居場所づくりとして福祉委員やボランティアが運営しています。

【訪問介護事業（ホームヘルプサービス）】

家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問して、介護支援専門員（ケアマネジャー）の立てた居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、生活援助サービスや身体介護サービスを提供します。

【ボランティア】

地域社会や周りの人のために、自分に出来ることを、自分の意思で周囲と協力しながら活動することで、利益を求めない活動のことです。同じ思いを持つ人がグループになって活動したり、個人で活動しています。

【ボランティア連絡協議会（ボラ連）】

ボランティア団体の力を集結しボランティア活動の発展と社会福祉の向上を目指すとともに、地域福祉へボランティア活動を啓もうすることを目的としています。現在 18 団体が加入しています。

ま行

【民生委員・児童委員】

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割を持っています。また、地域の子どもたちが、元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行なう「児童委員」を兼ねています。

ら行

【療育】

発達の特性に合わせ、精神的・身体的機能を最大限に伸ばすことを目的にした治療と教育を指します。

【療育手帳】

知的障がい児・知的障がい者が各種の援護を受けるために必要な手帳。都道府県知事が交付します。

【老人憩いの家】

地域の高齢者に心身の健康増進を図るための場を与え、教養の向上、レクリエーション等の目的で設置されたものです。市内に3ヶ所設置されています

第4期 瑞浪市地域福祉活動計画

令和2年3月

発行：社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会

〒509-6123 瑞浪市樽上町1丁目77番地（ハートピア内）

電話 0572-68-4148 FAX 0572-68-4173